

令和 6 年度

税 務 統 計 書

静 岡 市

目 次

I 総 括

1. 市の概要

(1) 人口・世帯数・面積等（税制課）	6
(2) 市域の変遷（税制課）	7

2. 市の財政と市税

(1) 一般会計歳入・歳出決算額（税制課）	8
(2) 一般会計歳入決算額の推移（税制課）	10
(3) 市税税目別決算額累年比較（税制課）	12
(4) 令和5年度市税決算額・令和6年度市税予算額（当初）（税制課）	14
(5) 令和5年度市税決算概況（税制課）	16
(6) 税負担額累年比較（税制課）	18

3. 税務に関すること

(1) 税務機構（令和6年4月1日現在）（税制課）	19
(2) 事務分掌（令和6年4月1日現在）（税制課）	20
(3) 税務職員の配置状況（令和6年4月1日現在）（税制課）	22
(4) 税務職員年齢別調（令和6年4月1日現在）（税制課）	24
(5) 税務職員税務経験年数調（令和6年4月1日現在）（税制課）	24
(6) 市税の徴収に要する経費調（税制課）	25

II 賦 課

1. 市民税に関すること

(1) 個人市民税・県民税賦課額の推移（市民税課）	28
(2) 個人市民税納税義務者の推移（市民税課）	28
(3) 令和6年度個人市民税の納税義務者等に関する調（市民税課）	30
(4) 課税標準額段階別令和6年度分所得割額等に関する調（合計表）（市民税課）	30
(5) 個人市民税・県民税負担額累年比較（市民税課）	32
(6) 市民税特別徴収義務者数の推移（市民税課）	32
(7) 個人県民税払込確定あん分率の推移（税制課）	32
(8) 法人市民税調定額の推移（現年課税分）（市民税課）	33
(9) 令和5年度法人市民税月別調定額（現年課税分）（市民税課）	33
(10) 法人市民税業態別調定額及び義務者数（市民税課）	34
(11) 法人市民税資本金別均等割額及び義務者数（市民税課）	36

2. 固定資産税に関すること

(1) 固定資産税調定額等の推移（固定資産税課）	38
(2) 年度別評価等状況の推移（固定資産税課）	40
(3) 土地に関する調、総括表（固定資産税課）	42
(4) 宅地に関する調、法定免税点以上のもの（固定資産税課）	44
(5) 市街化区域農地に関する調（固定資産税課）	44
(6) 家屋に関する調、総括表（固定資産税課）	46
(7) 家屋新增築状況（固定資産税課）	48
(8) 家屋減少状況（固定資産税課）	49
(9) 新築住宅等に対する減額状況（固定資産税課）	50
(10) 償却資産に関する調（固定資産税課）	51
(11) 国有資産等所在市交付金及び納付金の交付金額等に関する調（固定資産税課）	51
(12) 縦覧帳簿の縦覧及び縦覧期間中の固定資産課税台帳の閲覧状況（固定資産税課）	52
(13) 固定資産評価審査委員会審査申出処理状況（税制課）	53

3. 都市計画税に関すること

(1) 都市計画税調定額等の推移（固定資産税課）	54
--------------------------	----

4. 諸税に関すること

(1) 軽自動車税種別割調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	56
(2) 市たばこ税調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	58
(3) 鉱産税調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	58
(4) 入湯税調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	58
(5) 事業所税調定額等の推移（現年課税分）（市民税課）	59

5. 譲与税等に関すること

(1) 譲与税の推移（税制課）	60
(2) 交付金の推移（税制課）	61

6. 手数料等に関すること（税制課）

6. 手数料等に関すること（税制課）	63
--------------------	----

Ⅲ 徴 収

1. 収納に関すること

(1) 市税滞納処分停止状況（県民税を含む）（納税課）	66
(2) 不納欠損処理状況（納税課）	67
(3) 財産差押処分等執行状況（県民税を含む）（滞納対策課）	68

2. 口座振替納付状況に関すること（納税課）

2. 口座振替納付状況に関すること（納税課）	70
------------------------	----

3. 納期内収入に関すること（納税課）	72
---------------------	----

IV その他

1. 税務関係証明書等発行状況（市民税課）	74
2. 令和5年度還付金処理状況（納税課）	75
3. 令和5年度還付未済額調（歳入）（納税課）	76
4. 市税に関する不服申立ての状況（税制課）	78
5. 静岡市手数料条例（抄）（税制課）	80
6. 税率等（令和6年度）（税制課）	82
7. 税率の変遷（平成11年度以降）（税制課）	88
8. 地方譲与税・県税交付金	
（1）地方譲与税の概要（税制課）	93
（2）県税交付金の概要（税制課）	94

I 総 括

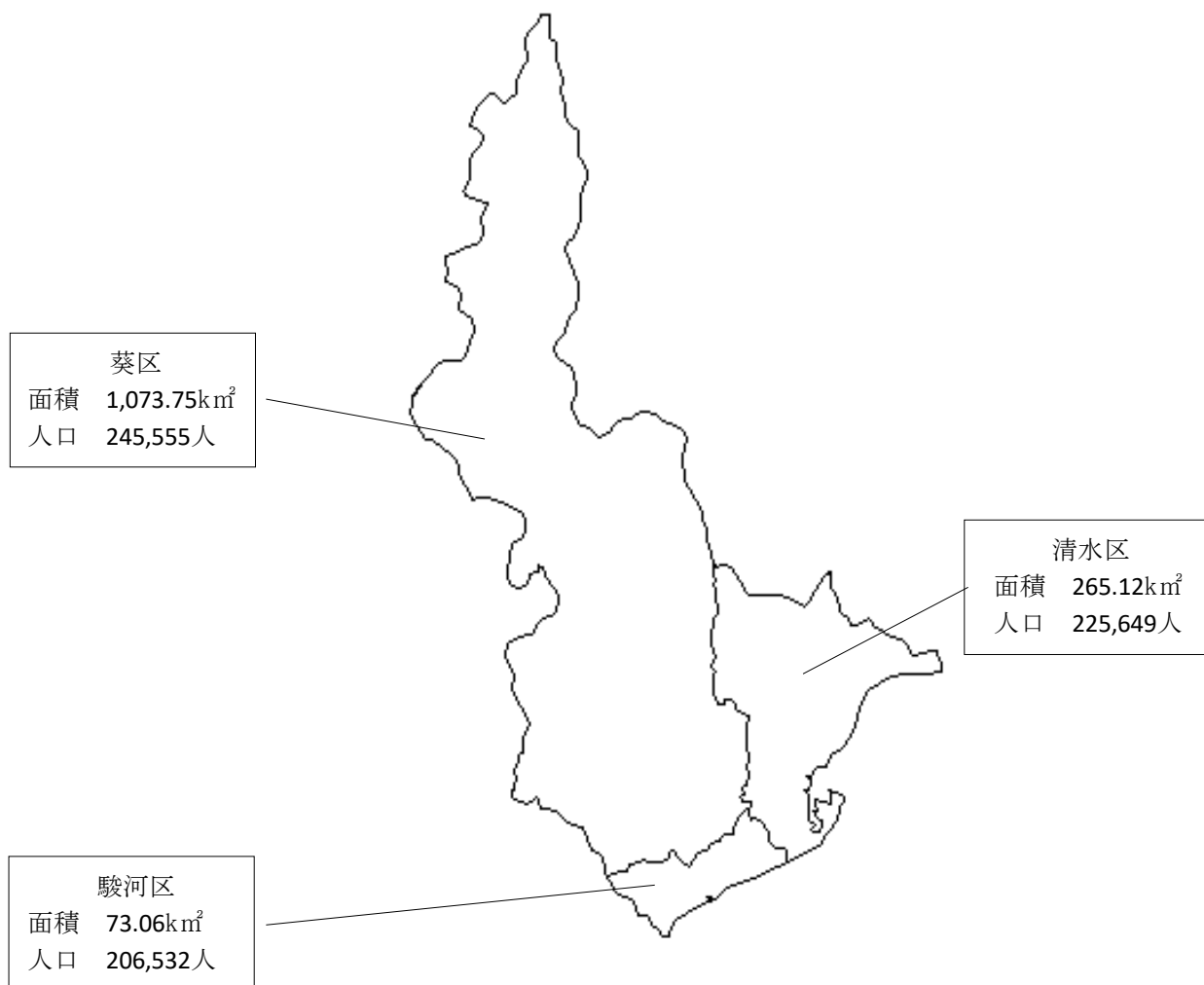
1. 市の概要

(1) 人口・世帯数・面積等

区 分	人 口			世帯数	面 積	人口密度
	男 人	女 人	計 人			
平成 31 年	342,558	359,837	702,395	315,788	1,411.83	498
令和 2 年	340,696	357,579	698,275	317,923	1,411.83	495
令和 3 年	338,716	355,580	694,296	320,143	1,411.83	492
令和 4 年	335,782	353,297	689,079	321,323	1,411.83	492
令和 5 年	333,010	350,729	683,739	323,095	1,411.93	484
令和 6 年	330,038	347,698	677,736	324,474	1,411.93	480

(注) 1. 各年とも、前年12月31日現在。

2. 人口は、住民基本台帳による。



(2) 市域の変遷

編入年月日			(旧) 静岡市	(旧) 清水市
明治	22年	4月1日	市制施行	
	41年	10月2日	安倍郡豊田村、南安東の一部を編入	
	42年	7月1日	安倍郡南賤機村の一部を編入	
大正	13年	2月11日		市制施行
昭和	3年	10月1日	安倍郡豊田村の全部を編入	
	4年	3月1日	安倍郡安東村、大里村の全部を編入	
	7年	4月1日	安倍郡賤機村の全部を編入	
	9年	10月1日	安倍郡千代田村、麻機村、大谷村、久能村、長田村の全部を編入	
	23年	4月10日	庵原郡西奈村の全部を編入	
	29年	2月11日		飯田村の全部を編入
	29年	4月1日		高部村の全部を編入
	30年	4月1日		有度村の全部を編入
	30年	6月1日	安倍郡美和村、服織村、中藁科村、南藁科村の全部を編入	
	33年	4月1日	清水市大字中吉田、大字平沢の全区域並びに大字谷田、大字中之郷の一部を編入	旧有度村の一部静岡市へ
	36年	6月29日		袖師町、庵原村、興津町、小島村、両河内村の全部を編入
	44年	1月1日	安倍郡大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村の全部を編入	
	45年	7月1日		国土地理院に基づく変更
	53年	4月21日		同上
	55年	12月2日		同上（横砂の一部埋立）
	59年	7月9日		同上（横砂・興津清見寺の一部埋立）
	61年	9月30日		同上（袖師・興津清見寺の一部埋立）
	63年	10月1日		国土地理院に基づく変更
平成	4年	7月24日		港町一丁目の一部埋立
	5年	1月1日	清水市大字中之郷、大字谷田の一部を編入	静岡市大字中吉田、大字谷田の一部を編入
	6年	1月14日		港町一丁目、港町二丁目、日の出町の一部埋立
	9年	7月1日	国土地理院に基づく変更	
	11年	1月19日		新港町の一部埋立
	13年	2月1日	国土地理院に基づく変更	
	15年	4月1日	2市合併 新「静岡市」誕生	
	17年	4月1日	政令指定都市移行（葵区・駿河区・清水区を設置）	
	17年	11月26日	清水区の一部を葵区に編入	
	18年	3月31日	蒲原町と合併	
	20年	11月1日	由比町と合併	

出典：第21回静岡市統計書（令和5年版）

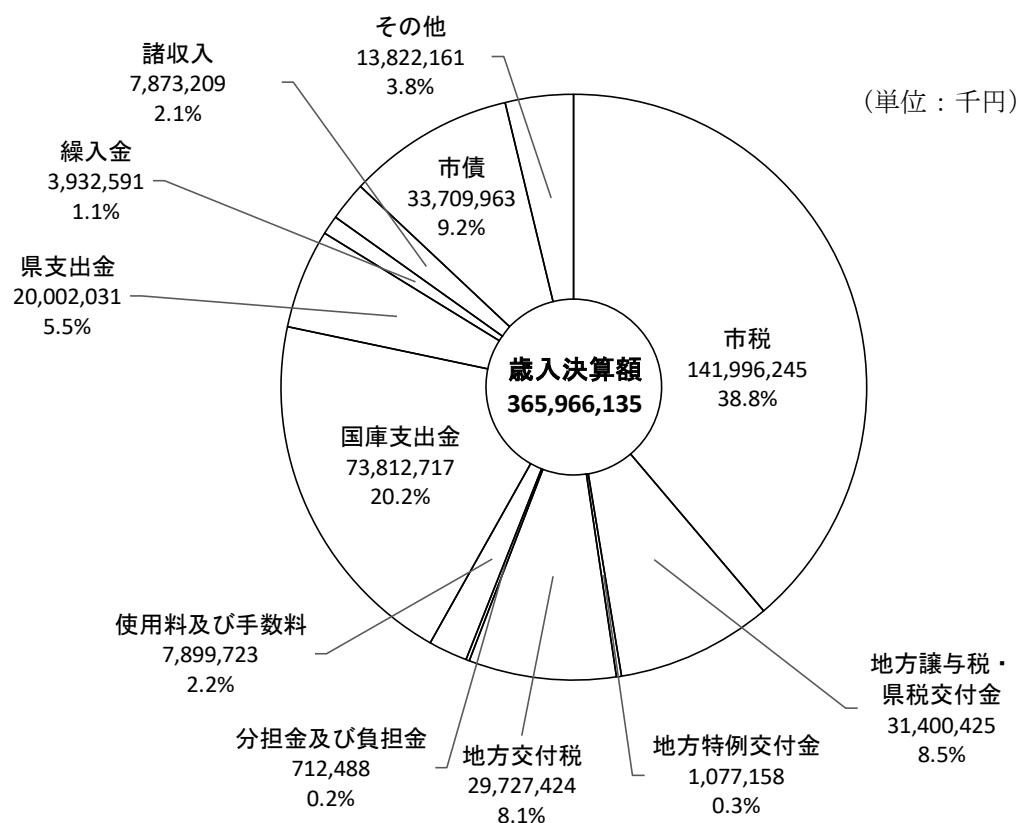
2. 市の財政と市税

(1) 一般会計歳入・歳出決算額

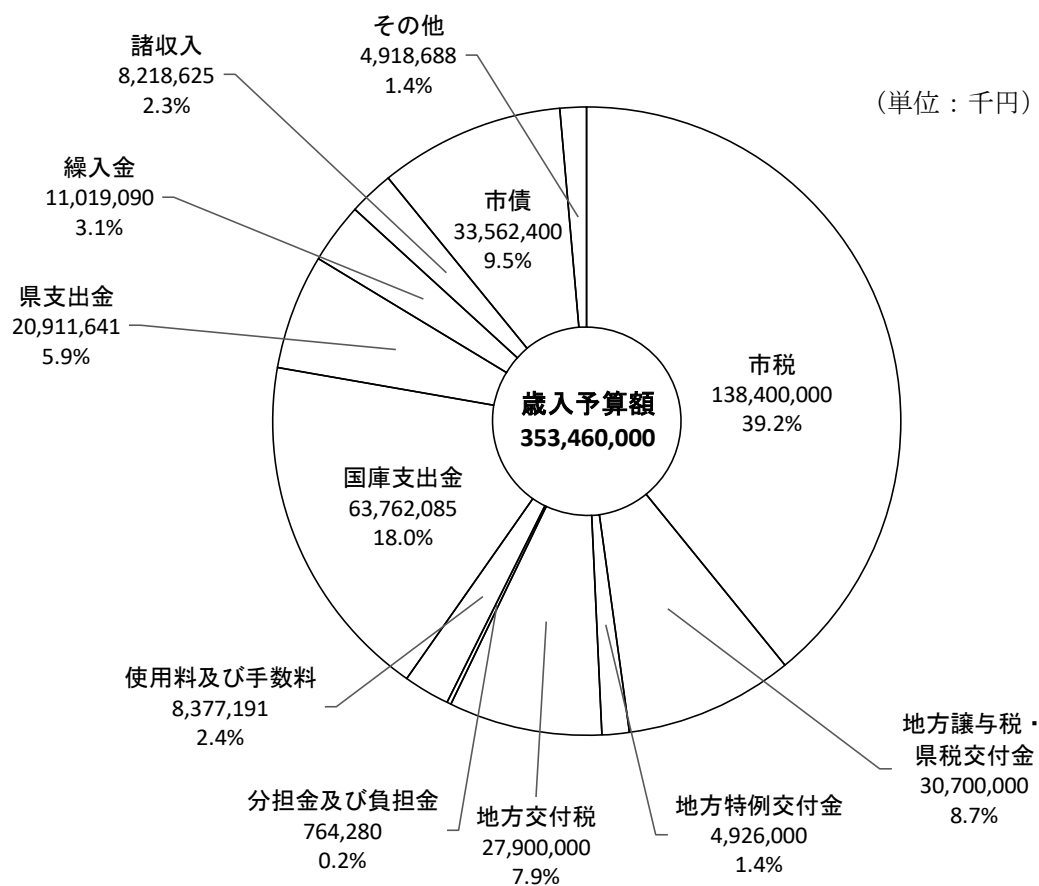
区 分	(A)歳 入 千円	(B)歳 出 千円	(C)市税総額 千円	(C)/(A) %
令和元年度	323,357,636	315,391,616	142,602,556	44.1
令和2年度	411,350,837	403,151,008	139,758,947	34.0
令和3年度	364,323,559	354,834,697	137,874,554	37.8
令和4年度	361,994,311	351,002,823	139,820,869	38.6
令和5年度	365,966,135	354,132,348	141,996,245	38.8
令和6年度	353,460,000	353,460,000	138,400,000	39.2

(注) 令和6年度は当初予算額。

令和5年度一般会計歳入決算額



令和6年度一般会計歳入予算額（当初）



(2) 一般会計歳入決算額の推移

区 分	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
	金 額 千円	構成比 %	金 額 千円	構成比 %	金 額 千円	構成比 %
市 税	142,602,556	39.4	139,758,947	34.0	137,874,554	37.8
地 方 譲 与 税	2,329,785	0.6	2,377,253	0.6	2,435,793	0.7
利 子 割 交 付 金	102,766	0.0	101,653	0.0	77,425	0.0
配 当 割 交 付 金	477,035	0.1	433,138	0.1	657,473	0.2
株式等譲渡所得割交付金	320,696	0.1	588,218	0.1	937,408	0.3
分離課税所得割交付金	117,877	0.0	117,466	0.0	143,499	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	—	—	1,022,385	0.2	1,818,226	0.5
地 方 消 費 税 交 付 金	13,188,786	3.6	16,032,388	3.9	17,435,205	4.8
ゴルフ場利用税交付金	24,571	0.0	23,478	0.0	24,530	0.0
自動車取得税交付金	470,494	0.1	—	—	—	—
環 境 性 能 割 交 付 金	171,152	0.0	344,301	0.1	340,213	0.1
軽油引取税交付金	5,727,061	1.6	5,577,456	1.4	5,761,320	1.6
地 方 特 例 交 付 金	2,000,696	0.6	1,091,865	0.3	2,449,250	0.7
地 方 交 付 税	17,898,726	4.9	17,935,456	4.4	26,237,972	7.2
交通安全対策特別交付金	321,193	0.1	352,153	0.1	335,064	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	1,285,031	0.4	895,988	0.2	914,389	0.3
使 用 料 及 び 手 数 料	8,467,524	2.3	7,651,464	1.9	7,380,974	2.0
国 庫 支 出 金	52,632,963	14.5	136,609,012	33.2	85,266,464	23.4
県 支 出 金	15,834,956	4.4	18,748,724	4.6	18,079,911	5.0
財 産 収 入	532,999	0.1	604,788	0.1	492,644	0.1
寄 附 金	269,439	0.1	521,471	0.1	457,459	0.1
繰 入 金	3,802,094	1.1	2,716,397	0.7	3,142,188	0.8
繰 越 金	8,126,878	2.2	7,966,020	1.9	8,199,829	2.3
諸 収 入	7,624,358	2.1	8,029,816	1.9	8,117,869	2.2
市 債	39,028,000	10.8	41,851,000	10.2	35,743,900	9.8
総 計	323,357,636	89.1	411,350,837	100.0	364,323,559	100.0

(注) 令和6年度は当初予算額。

区 分	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	金 額 千円	構成比 %	金 額 千円	構成比 %	金 額 千円	構成比 %
市 税	139,820,869	38.6	141,996,245	38.8	138,400,000	39.2
地 方 譲 与 税	2,442,617	0.7	2,471,444	0.7	2,547,000	0.7
利 子 割 交 付 金	54,612	0.0	46,615	0.0	52,000	0.0
配 当 割 交 付 金	610,165	0.2	721,650	0.2	656,000	0.2
株式等譲渡所得割交付金	620,955	0.2	1,167,470	0.3	894,000	0.3
分離課税所得割交付金	124,601	0.0	154,043	0.1	140,000	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	2,080,841	0.6	1,960,719	0.5	1,836,000	0.5
地 方 消 費 税 交 付 金	18,139,413	5.0	18,009,046	4.9	17,896,000	5.1
ゴルフ場利用税交付金	25,040	0.0	23,950	0.0	24,000	0.0
自動車取得税交付金	—	—	32,696	0.0	—	—
環 境 性 能 割 交 付 金	437,759	0.1	500,862	0.1	520,000	0.2
軽油引取税交付金	5,754,349	1.6	6,311,930	1.7	6,135,000	1.7
地 方 特 例 交 付 金	1,110,003	0.3	1,077,158	0.3	4,926,000	1.4
地 方 交 付 税	27,241,218	7.5	29,727,424	8.1	27,900,000	7.9
交通安全対策特別交付金	298,315	0.1	267,040	0.1	321,600	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	952,898	0.3	712,488	0.2	764,280	0.2
使 用 料 及 び 手 数 料	7,335,671	2.0	7,899,723	2.2	8,377,191	2.4
国 庫 支 出 金	76,853,600	21.2	73,812,717	20.2	63,762,085	18.0
県 支 出 金	19,211,814	5.3	20,002,031	5.5	20,911,641	5.9
財 産 収 入	438,119	0.1	899,345	0.2	342,088	0.1
寄 附 金	916,533	0.3	1,664,287	0.5	2,755,000	0.8
繰 入 金	4,009,099	1.1	3,932,591	1.1	11,019,090	3.1
繰 越 金	9,488,862	2.6	10,991,489	3.0	1,500,000	0.4
諸 収 入	7,874,558	2.2	7,873,209	2.1	8,218,625	2.3
市 債	36,152,400	10.0	33,709,963	9.2	33,562,400	9.5
総 計	361,994,311	100.0	365,966,135	100.0	353,460,000	100.0

(3) 市税税目別決算額累年比較

区 分	令 和 元 年 度				
	調定額 千円	収入額 千円	収納率 %	前年度比 %	構成比 %
市 民 税	69,436,983	68,471,193	98.6	103.1	48.0
固 定 資 産 税	53,952,556	53,522,650	99.2	100.9	37.6
軽 自 動 車 税	1,625,666	1,595,552	98.1	104.5	1.1
市 た ば こ 税	4,191,502	4,191,503	100.0	100.4	2.9
鉦 産 税	95	95	100.0	110.5	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	29,735	29,735	100.0	95.1	0.0
事 業 所 税	4,139,779	4,133,667	99.9	99.6	2.9
都 市 計 画 税	10,758,731	10,658,161	99.1	100.8	7.5
合 計	144,135,047	142,602,556	98.9	101.9	100.0

区 分	令 和 2 年 度				
	調定額 千円	収入額 千円	収納率 %	前年度比 %	構成比 %
市 民 税	66,858,786	65,373,145	97.8	95.5	46.8
固 定 資 産 税	54,350,817	53,840,003	99.1	100.6	38.5
軽 自 動 車 税	1,716,129	1,689,560	98.5	105.9	1.2
市 た ば こ 税	4,055,171	4,055,171	100.0	96.7	2.9
鉦 産 税	93	93	100.0	97.9	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	22,609	22,612	100.0	76.0	0.0
事 業 所 税	4,162,824	4,073,170	97.8	98.5	2.9
都 市 計 画 税	10,808,223	10,705,193	99.0	100.4	7.7
合 計	141,974,652	139,758,947	98.4	98.0	100.0

区 分	令 和 3 年 度				
	調定額 千円	収入額 千円	収納率 %	前年度比 %	構成比 %
市 民 税	65,676,754	64,871,437	98.8	99.2	47.1
固 定 資 産 税	52,519,067	52,187,431	99.4	96.9	37.9
軽 自 動 車 税	1,775,393	1,750,490	98.6	103.6	1.3
市 た ば こ 税	4,324,108	4,324,109	100.0	106.6	3.1
鉦 産 税	104	104	100.0	111.8	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	30,603	30,634	100.1	135.5	0.0
事 業 所 税	4,311,704	4,305,945	99.9	105.7	3.1
都 市 計 画 税	10,481,337	10,404,404	99.3	97.2	7.5
合 計	139,119,070	137,874,554	99.1	98.7	100.0

(注) 表示単位を「千円」とし、端数調整しているため、税目毎詳細では若干の差異が生じる場合がある。

区 分	令 和 4 年 度				
	調定額 千円	収入額 千円	収納率 %	前年度比 %	構成比 %
市 民 税	65,476,483	64,754,525	98.9	99.8	46.3
固 定 資 産 税	53,905,697	53,619,573	99.5	102.7	38.4
軽 自 動 車 税	1,890,711	1,868,777	98.8	106.8	1.3
市 た ば こ 税	4,584,964	4,584,964	100.0	106.0	3.3
鉦 産 税	85	85	100.0	81.7	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	37,363	37,368	100.0	122.0	0.0
事 業 所 税	4,315,750	4,301,124	99.7	99.9	3.1
都 市 計 画 税	10,720,950	10,654,453	99.4	102.4	7.6
合 計	140,932,003	139,820,869	99.2	101.4	100.0

区 分	令 和 5 年 度				
	調定額 千円	収入額 千円	収納率 %	前年度比 %	構成比 %
市 民 税	67,026,544	66,321,395	98.9	102.4	46.7
固 定 資 産 税	54,431,799	54,159,287	99.5	101.0	38.2
軽 自 動 車 税	1,931,899	1,912,532	99.0	102.3	1.3
市 た ば こ 税	4,561,312	4,561,355	100.0	99.5	3.2
鉦 産 税	72	72	100.0	84.7	0.0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	0.0	0.0
入 湯 税	38,686	38,686	100.0	103.5	0.0
事 業 所 税	4,269,225	4,259,066	99.8	99.0	3.0
都 市 計 画 税	10,806,187	10,743,852	99.4	100.8	7.6
合 計	143,065,724	141,996,245	99.3	101.6	100.0

(4) 令和5年度市税決算額・令和6年度市税予算額(当初)

区 分	令和5年度				
	予算額	調定額	収入額	不納欠損額	還付未済額
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円
市 税 合 計	141,400,000,000	143,065,724,100	141,996,245,365	134,124,065	79,760,328
現年課税分	140,867,998,000	142,025,975,499	141,486,157,201	9,331,107	77,898,478
滞納繰越分	532,002,000	1,039,748,601	510,088,164	124,792,958	1,861,850
市 民 税	65,799,000,000	67,026,543,577	66,321,395,325	101,541,947	65,440,750
個 人	58,024,000,000	58,834,690,340	58,129,411,860	89,575,347	20,798,400
現年課税分	57,702,000,000	58,193,453,977	57,827,088,409	6,464,917	20,169,050
現年度分	57,533,000,000	57,856,054,577	57,552,329,125	5,824,414	20,158,790
過年度分	169,000,000	337,399,400	274,759,284	640,503	10,260
滞納繰越分	322,000,000	641,236,363	302,323,451	83,110,430	629,350
法 人	7,775,000,000	8,191,853,237	8,191,983,465	11,966,600	44,642,350
現年課税分	7,758,000,000	8,156,188,600	8,184,694,036	100,000	44,470,150
現年度分	7,599,000,000	7,917,185,600	8,017,435,059	100,000	44,303,150
過年度分	159,000,000	239,003,000	167,258,977	0	167,000
滞納繰越分	17,000,000	35,664,637	7,289,429	11,866,600	172,200
固 定 資 産 税	54,120,000,000	54,431,799,504	54,159,287,759	23,300,122	11,211,855
固 定 資 産 税	53,822,000,000	54,132,884,304	53,860,372,559	23,300,122	11,211,855
現年課税分	53,679,000,000	53,865,278,800	53,711,827,210	2,088,109	10,355,194
土地家屋	45,315,000,000	45,420,073,800	45,272,702,358	2,055,709	10,024,894
償却資産	8,364,000,000	8,445,205,000	8,439,124,852	32,400	330,300
滞納繰越分	143,000,000	267,605,504	148,545,349	21,212,013	856,661
土地家屋	140,000,000	261,494,804	145,513,777	20,279,073	803,361
償却資産	3,000,000	6,110,700	3,031,572	932,940	53,300
交付金及び納付金	298,000,000	298,915,200	298,915,200	0	0
軽 自 動 車 税	1,888,000,000	1,931,899,059	1,912,531,780	3,988,500	503,190
種 別 割	1,793,000,000	1,818,405,859	1,799,038,580	3,988,500	503,190
現年課税分	1,787,000,000	1,799,897,500	1,792,600,012	191,800	489,990
滞納繰越分	6,000,000	18,508,359	6,438,568	3,796,700	13,200
環境性能割	95,000,000	113,493,200	113,493,200	0	0
市 た ば こ 税	4,428,000,000	4,561,312,072	4,561,354,660	0	42,588
現年課税分	4,427,999,000	4,561,312,072	4,561,354,660	0	42,588
滞納繰越分	1,000	0	0	0	0
鉱 産 税	100,000	71,800	71,800	0	0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0
入 湯 税	38,900,000	38,686,050	38,686,050	0	0
現年課税分	38,899,000	38,686,050	38,686,050	0	0
滞納繰越分	1,000	0	0	0	0
事 業 所 税	4,357,000,000	4,269,224,900	4,259,065,759	0	100
現年課税分	4,346,000,000	4,254,479,300	4,248,088,600	0	100
滞納繰越分	11,000,000	14,745,600	10,977,159	0	0
都 市 計 画 税	10,769,000,000	10,806,187,138	10,743,852,232	5,293,496	2,561,845
現年課税分	10,736,000,000	10,744,199,000	10,709,338,024	486,281	2,371,406
滞納繰越分	33,000,000	61,988,138	34,514,208	4,807,215	190,439

令和 5 年度					令和 6 年度	
収入未済額 B-C-D+E 円	予算比 C/A %	収納率 C/B %	前年度比 (収入額) %	構成比 %	予算額 千円	構成比 %
1,015,114,998	100.4	99.3	101.6	100.0	138,400,000,000	100.0
608,385,669	100.4	99.6	101.6		137,895,998,000	
406,729,329	95.9	49.1	90.1		504,002,000	
669,047,055	100.8	98.9	102.4	46.7	62,545,000,000	45.2
636,501,533	100.2	98.8	102.4	40.9	54,192,000,000	39.2
380,069,701	100.2	99.4	102.5		53,883,000,000	
318,059,828	100.0	99.5	102.5		53,688,000,000	
62,009,873	162.6	81.4	107.0		195,000,000	
256,431,832	93.9	47.1	87.1		309,000,000	
32,545,522	105.4	100.0	102.4	5.8	8,353,000,000	6.0
15,864,714	105.5	100.3	102.5		8,331,000,000	
-56,046,309	105.5	101.3	102.0		8,187,000,000	
71,911,023	105.2	70.0	129.3		144,000,000	
16,680,808	42.9	20.4	61.4		22,000,000	
260,423,478	100.1	99.5	101.0	38.2	54,237,000,000	39.2
260,423,478	100.1	99.5	101.0	38.0	53,937,000,000	39.0
161,718,675	100.1	99.7	101.0		53,806,000,000	
155,340,627	99.9	99.7	101.1		45,340,000,000	
6,378,048	100.9	99.9	100.8		8,466,000,000	
98,704,803	103.9	55.5	95.5		131,000,000	
96,505,315	103.9	55.6	95.8		128,000,000	
2,199,488	101.1	49.6	84.2		3,000,000	
0	100.3	100.0	99.2	0.2	300,000,000	0.2
15,881,969	101.3	99.0	102.3	1.3	1,963,000,000	1.4
15,881,969	100.3	98.9	102.7	1.3	1,839,000,000	1.3
7,595,678	100.3	99.6	102.7		1,834,000,000	
8,286,291	107.3	34.8	97.6		5,000,000	
0	119.5	100.0	97.3	0.0	124,000,000	0.1
0	103.0	100.0	99.5	3.2	4,564,000,000	3.3
0	103.0	100.0	99.5		4,563,999,000	
0	0.0	0.0	0.0		1,000	
0	71.8	100.0	85.0	0.0	79,000	0.0
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
0	99.5	100.0	103.5	0.0	38,921,000	0.0
0	99.5	100.0	103.5		38,920,000	
0	0.0	0.0	0.0		1,000	
10,159,241	97.8	99.8	99.0	3.0	4,275,000,000	3.1
6,390,800	97.7	99.8	99.0		4,268,000,000	
3,768,441	99.8	74.4	120.6		7,000,000	
59,603,255	99.8	99.4	100.8	7.6	10,777,000,000	7.8
36,746,101	99.8	99.7	100.9		10,747,000,000	
22,857,154	104.6	55.7	95.6		30,000,000	

(5) 令和5年度市税決算概況

令和5年度の市税収入は、前年度対比1.6%増の1,419億円余で、前年度を約21億8千万円上回る決算となった。

① 市民税（個人）

寄附金税額控除の増加などによる減収が生じたものの、一人当たりの所得の増加などにより、前年度対比2.4%増で約13億7千万円の増収となった。

② 市民税（法人）

法人収益の増加などにより、前年度対比2.4%増で約1億9千万円の増収となった。

③ 固定資産税

家屋の新增築による増収分が、土地価格の下落などによる減収分を上回ったことにより、前年度対比1.0%増で約5億4千万円の増収となった。

④ 軽自動車税

税率の高い軽四輪車の課税台数や経年重課の増加により、前年度対比2.3%増で約4千万円の増収となった。

⑤ 市たばこ税

課税本数の減少により、前年度対比0.5%減で約2千万円の減収となった。

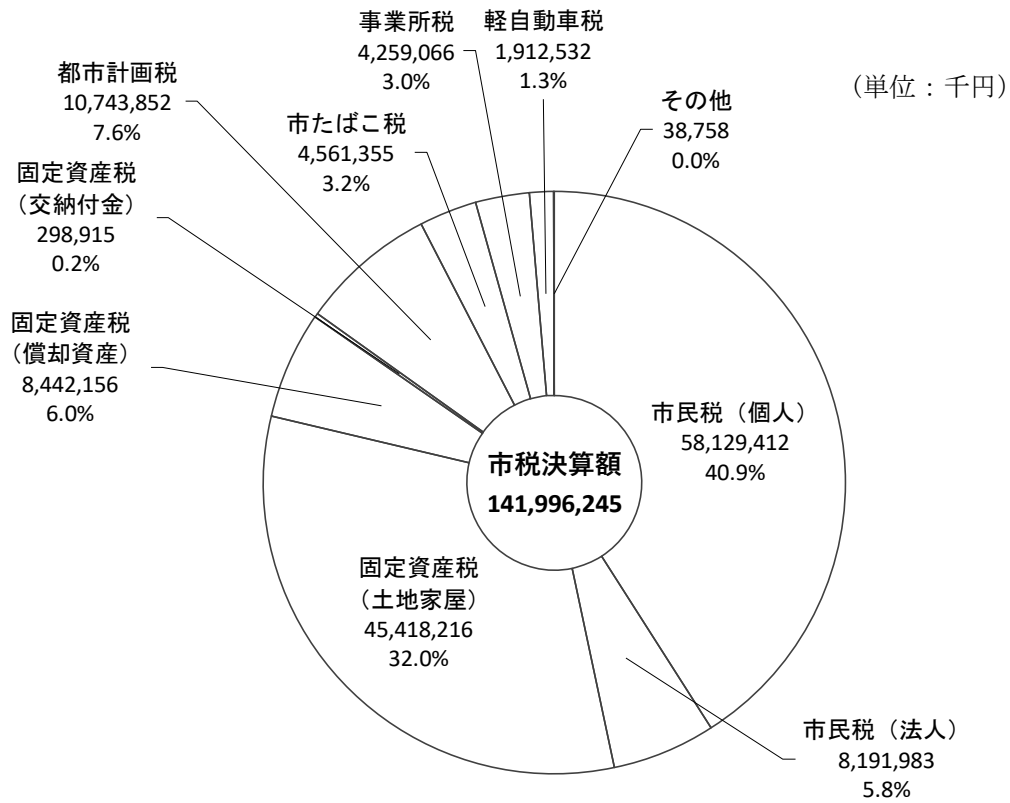
⑥ 事業所税

現年度分については、事業所床面積及び従業者給与総額の増加による増収が生じたものの、過年度分に係る課税が減少したため、全体では前年度対比1.0%減で約4千万円の減収となった。

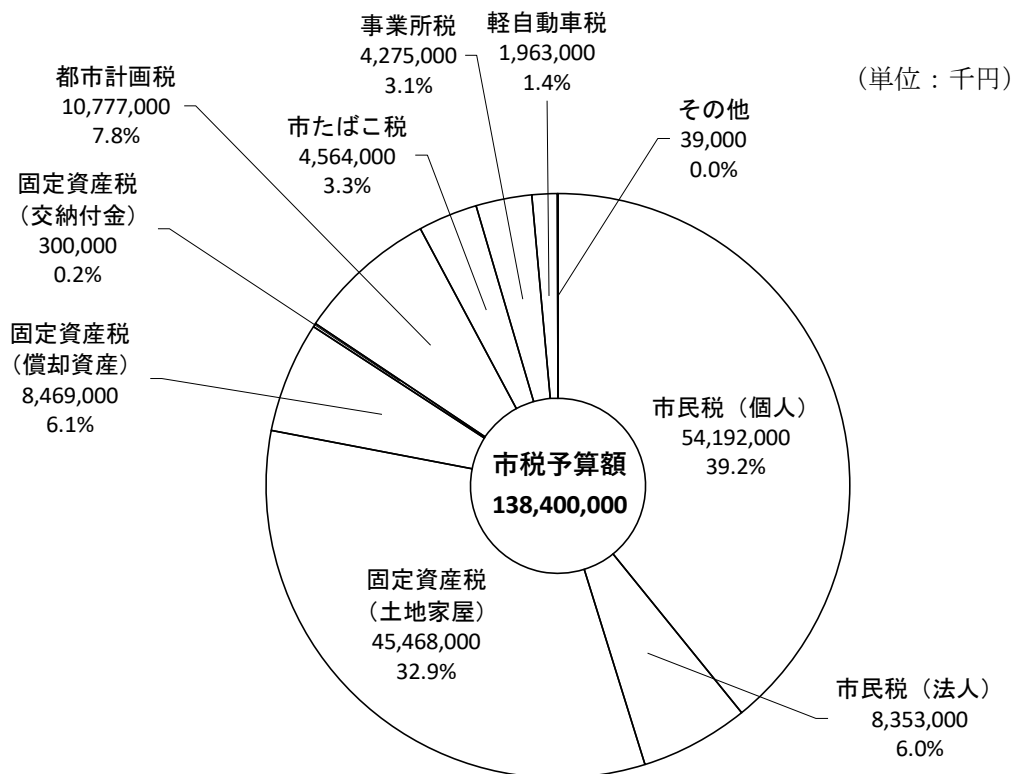
⑦ 都市計画税

家屋の新增築による増収分が、土地価格の下落などによる減収分を上回ったことにより、前年度対比0.8%増で約9千万円の増収となった。

令和5年度市税決算額



令和6年度市税予算額 (当初)



(6) 税負担額累年比較

区 分			収入済額 千円	収入済額に対する			人 口 人	世帯数 世帯
				1 世 帯 当 た り 円	1 人 当 た り 円	1 人当たり 前年対比 %		
平成 元 年 度	市 税 総 額		142,602,556	451,577	203,023	102.5	702,395	315,788
	1 普 通 税	市 民 税	68,471,193	216,826	97,482	103.6		
		固定資産税	53,522,650	169,489	76,200	101.5		
		そ の 他	5,787,150	18,326	8,239	102.1		
	2 目 的 税		14,821,563	46,935	21,101	101.0		
令 和 2 年 度	市 税 総 額		139,758,947	439,600	200,149	98.6	698,275	317,923
	1 普 通 税	市 民 税	65,373,145	205,626	93,621	96.0		
		固定資産税	53,840,003	169,349	77,104	101.2		
		そ の 他	5,744,824	18,070	8,227	99.9		
	2 目 的 税		14,800,975	46,555	21,196	100.5		
令 和 3 年 度	市 税 総 額		137,874,554	430,666	198,582	99.2	694,296	320,143
	1 普 通 税	市 民 税	64,871,437	202,633	93,435	99.8		
		固定資産税	52,187,431	163,013	75,166	97.5		
		そ の 他	6,074,703	18,975	8,749	106.3		
	2 目 的 税		14,740,983	46,045	21,232	100.2		
令 和 4 年 度	市 税 総 額		139,820,869	435,141	202,910	102.2	689,079	321,323
	1 普 通 税	市 民 税	64,754,525	201,525	93,973	100.6		
		固定資産税	53,619,573	166,871	77,813	103.5		
		そ の 他	6,453,826	20,085	9,366	107.1		
	2 目 的 税		14,992,945	46,660	21,758	102.5		
令 和 5 年 度	市 税 総 額		141,996,245	439,488	207,676	102.3	683,739	323,095
	1 普 通 税	市 民 税	66,321,395	205,269	96,998	103.2		
		固定資産税	54,159,288	167,627	79,210	101.8		
		そ の 他	6,473,958	20,037	9,468	101.1		
	2 目 的 税		15,041,604	46,555	21,999	101.1		

- (注) 1. その他：軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税
2. 目的税：入湯税、事業所税、都市計画税
3. 人口・世帯数は、前年12月31日現在。

3. 税務に関すること

(1) 税務機構（令和6年4月1日現在）

税 務 部	部長 1	
税 制 課		総務係 5(4)、税制係 5(2)、税務システム移行準備室 3(0) (課長 1、含み 14人)
納 税 課		納税推進係 17(12)、納税第1係 14(5)、納税第2係 12(7) (課長 1、含み 44人)
滞 納 対 策 課		徴収指導係 14(5)、特別滞納整理第1係 9(2)、 特別滞納整理第2係 11(6)、公売係 5(2) (課長 1、担当課長 1、含み 41人)
市 民 税 課		企画指導係 8(4)、軽自・諸税係 6(3)、法人課税係 7(3)、 特別徴収係 14(9)、普通徴収第1係 10(4)、普通徴収第2係 11(8)、 市税証明係 8(5)、駿河税務センター 7(5) (課長 1、含み 72人)
固 定 資 産 税 課		企画指導係 9(3)、土地第1係 13(9)、土地第2係 9(4)、 家屋第1係 12(7)、家屋第2係 10(5)、償却資産係 10(6) (課長 1、含み 64人)
清水市税事務所		市民税係 19(12)、納税係 17(12)、土地係 14(9)、 家屋係 13(4) (所長 1、担当課長 1、含み 65人)
		税務部門計 301人

- (注) 1. () は、女性内数。
 2. 再任用短時間勤務職員を含む。(納税課 1 人、滞納対策課 1 人、清水市税事務所 1 人)
 3. 静岡地方税滞納整理機構への派遣職員を含む。(滞納対策課 2 人)
 4. 会計年度任用職員を含む。

(2) 事務分掌 (令和6年4月1日現在)

部 名	課 名	分 掌 事 務
税 務 部	税 制 課	1 税務に係る政策及び調整に関すること。 2 税務制度の調査研究及び税務諸統計に関すること。 3 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に関すること。 4 固定資産評価審査委員会に関すること。 5 市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。以下同じ。）並びに市税に係る督促手数料、延滞金及び加算金、県民税徴収取扱委託金並びに国有資産等所在市交付金（7及び8において「市税等」という。）の調定に関すること。 6 市税の賦課事務（調定に係るものに限る。）に係る指導に関すること。 7 市税等の収入見込みにに関すること。 8 市税等の決算に関すること。 9 納税思想の高揚及び税務広報に関すること。 10 部の庶務に関すること。
	納 税 課	1 市税並びに市税に係る督促手数料、延滞金及び加算金（以下「徴収金」という。）の収納事務に係る企画に関すること。 2 徴収金の徴収に関すること。 3 徴収金の督促及び滞納処分に関すること（市長が定めるものに限る。）。 4 徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること（市長が定めるものに限る。）。 5 徴収金の収入整理に関すること。 6 徴収金の納付相談に関すること（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）。 7 市税の口座振替に関すること。 8 所管に係る事務についての清水市税事務所との総合調整に関すること。
	滞 納 対 策 課	1 徴収金の徴収事務及び滞納処分事務に係る企画及び指導に関すること。 2 徴収金の徴収に関すること。 3 徴収金の督促及び滞納処分に関すること（市長が定めるものに限る。）。 4 徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること（市長が定めるものに限る。）。 5 静岡地方税滞納整理機構に関すること。 6 債権管理の総括に関すること。 7 債権管理委員会に関すること。

部 名	課 名	分 掌 事 務
税 務 部	市 民 税 課	1 普通徴収に係る個人の市民税、県民税及び森林環境税の賦課（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）並びに賦課事務及び市税の証明事務に係る企画、指導及び調整に関すること。 2 特別徴収に係る個人の市民税、県民税及び森林環境税、法人等の市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税並びに事業所税の賦課及び賦課事務に係る企画に関すること。 3 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。 4 市税に係る証明に関すること。 5 固定資産課税台帳に係る公簿の閲覧及びこれらの写しの交付並びに地籍図の写しの交付に関すること。 6 所管に係る事務についての清水市税事務所との総合調整に関すること。
	固 定 資 産 税 課	1 償却資産に係る固定資産税及び特別土地保有税の賦課及び賦課事務に係る企画に関すること。 2 土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）並びに賦課事務に係る企画、指導及び調整に関すること。 3 土地及び家屋に係る固定資産の評価（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）並びに評価事務に係る企画、指導及び調整に関すること。 4 国有資産等所在市交付金の調査及び請求に関すること（清水市税事務所の所管に属するものを除く。）。 5 所管に係る事務についての清水市税事務所との総合調整に関すること。
	清水市税事務所	1 徴収金の徴収に関すること。 2 徴収金の督促及び滞納処分に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。 3 徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること（他の課かいの所管に属するものを除く。）。 4 徴収金の納付相談に関すること。 5 土地及び家屋に係る固定資産の評価に関すること。 6 普通徴収に係る個人の市民税、県民税及び森林環境税、土地及び家屋に係る固定資産税並びに都市計画税の賦課に関すること。 7 土地及び家屋に係る国有資産等所在市交付金対象資産の調査に関すること。 8 清水区役所地域総務課及び清水区選挙管理委員会事務局との連携に関すること。

(3) 税務職員の配置状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	部長	参与兼 課 長	課長 所 長	担当 課長	参事	課長補佐 所長補佐	駿河税務 センター 所 長	主幹	室長	係長	副主幹	主査	主任主事 主任技師	主事	会計年度 任用職員	計
税 務 部	1															1
税 制 課		1														1
総 務 係					(係長兼務) 1							(2) 2			(2) 2	(4) 5
税 制 係										1		(2) 4				(2) 5
税務システム 移行準備室									1			1	1			3
計	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 1	(0) 0	(4) 7	(0) 1	(0) 0	(2) 2	(6) 14
納 税 課			1													1
納税推進係										1		(1) 2	(3) 5	(3) 3	(5) 6	(12) 17
納税第1係					(係長兼務) 1							2	(1) 3	(1) 3	(3) 5	(5) 14
納税第2係							(係長兼務) 1	(1) 1			1	1	(2) 2	(1) 3	(3) 4	(7) 12
計	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 1	(1) 5	(6) 10	(5) 9	(11) 15	(24) 44
滞 納 対 策 課		1		1												2
徴収指導係		(課長補佐兼務(徴収指導係長事務取扱)) 1									1	4	(1) 3		(4) 5	(5) 14
特別滞納整理 第 1 係										1		1	1	(2) 6		(2) 9
特別滞納整理 第 2 係										1		1	(4) 6	(2) 3		(6) 11
公 売 係							(係長兼務) 1					1	(2) 3			(2) 5
計	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 2	(0) 1	(0) 7	(7) 13	(4) 9	(4) 5	(15) 41
市 民 税 課			1													1
企画指導係					(係長兼務) 1							(1) 2	(2) 2	2	(1) 1	(4) 8
軽自・諸税係										1		1		1	(3) 3	(3) 6
法人課税係										1		(1) 2	(1) 2	1	(1) 1	(3) 7
特別徴収係										1			(2) 3	(1) 2	(6) 8	(9) 14
普 通 徴 収 第 1 係					(係長兼務) 1								(2) 5	(2) 4		(4) 10
普 通 徴 収 第 2 係										1		(1) 1	(5) 6	(1) 2	(1) 1	(8) 11
市税証明係										1			1	(1) 1	(4) 5	(5) 8
駿 河 税 務 セ ン タ ー				(副主幹兼務) 1			1						(1) 1		(4) 4	(5) 7
計	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 2	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 5	(0) 0	(3) 6	(13) 20	(5) 13	(20) 23	(41) 72

(単位：人)

区 分	部長	参与兼 課 長	課長 所長	担当 課長	参事	課長補佐 所長補佐	駿河税務 センター 所 長	主幹	室長	係長	副主幹	主査	主任主事 主任技師	主事	会計年度 任用職員	計
固定資産税課			1													1
企画指導係			(課長補佐兼務(企画指導係長事務取扱))		1							3	(2) 3		(1) 2	(3) 9
土地第1係							(係長兼務)	1				(2) 2	(5) 8	(2) 2		(9) 13
土地第2係										1		1	(3) 4	(1) 2	1	(4) 9
家屋第1係					(係長兼務)	1						1	(4) 5	(2) 4	(1) 1	(7) 12
家屋第2係										1		1	(3) 5	(2) 3		(5) 10
償却資産係										1		3		(2) 2	(4) 4	(6) 10
計	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 3	(0) 0	(2) 11	(17) 25	(9) 13	(6) 8	(34) 64
清水市税事務所			(所長補佐兼務)	1	1											2
市民税係					(係長兼務)	1						(1) 5	(3) 5	(3) 3	(5) 5	(12) 19
納税係							(係長兼務)	1				(3) 4		(2) 2	(7) 8	(12) 17
土地係										1		1	(6) 7	(2) 4	(1) 1	(9) 14
家屋係										1		(2) 4	(2) 4			(4) 13
計	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 2	(0) 0	(6) 14	(11) 18	(7) 13	(13) 14	(37) 65
合 計	(0) 1	(0) 2	(0) 4	(0) 2	(0) 3	(0) 6	(0) 1	(1) 4	(0) 1	(0) 14	(0) 2	(16) 50	(54) 87	(30) 57	(56) 67	(157) 301

- (注) 1. 上段 () は、女性内数。
 2. 再任用短時間勤務職員を含む。(納税課1人、滞納対策課1人、清水市税事務所1人)
 3. 静岡地方税滞納整理機構への派遣職員を含む。(滞納対策課2人)

(4) 税務職員年齢別調 (令和6年4月1日現在)

区 分	25才未満 人	30才未満 人	40才未満 人	50才未満 人	50才以上 人	計 人	平均年令 歳
税 制 課	0	0	4	4	5	13	45.5
納 税 課	7	7	8	1	7	30	35.0
滞 納 対 策 課	8	7	8	5	8	36	36.7
市 民 税 課	11	8	14	5	11	49	35.8
固 定 資 産 税 課	7	14	23	5	7	56	34.6
清水市税事務所	10	6	13	6	16	51	38.8
計	43	42	70	26	54	235	36.7

- (注) 1. 税務部長は、税制課に含む。
2. 再任用短時間勤務職員を含む。(納税課1人、滞納対策課1人、清水市税事務所1人)
3. 静岡地方税滞納整理機構への派遣職員を含む。(滞納対策課2人)
4. 会計年度任用職員は含まない。

(5) 税務職員税務経験年数調 (令和6年4月1日現在)

区 分	1年未満 人	2年未満 人	3年未満 人	5年未満 人	10年未満 人	10年以上 人	計 人	平均経験年数 年
税 制 課	0	0	0	0	6	7	13	10.4
納 税 課	8	1	4	7	6	4	30	4.2
滞 納 対 策 課	5	5	2	5	11	8	36	6.6
市 民 税 課	10	6	2	14	9	8	49	5.2
固 定 資 産 税 課	11	7	6	8	15	9	56	5.8
清水市税事務所	7	6	6	5	13	14	51	6.8
計	41	25	20	39	60	50	235	6.1

- (注) 1. 税務部長は、税制課に含む。
2. 再任用短時間勤務職員を含む。(納税課1人、滞納対策課1人、清水市税事務所1人)
3. 静岡地方税滞納整理機構への派遣職員を含む。(滞納対策課2人)
4. 会計年度任用職員は含まない。
5. 税務経験年数は、臨時の期間を除き通算した。

(6) 市税の徴収に要する経費調

区 分			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
(1)	税収入額	市 税 (千円)	142,602,556	139,758,947	137,874,554	139,820,869	141,996,245	
(2)		個 人 の 県 民 税 (千円)	14,825,570	14,747,352	14,686,470	14,664,804	15,033,667	
(3)		合 計 (千円)	157,428,126	154,506,299	152,561,024	154,485,673	157,029,912	
(4)	徴 税 費	基 本 給 (千円)	869,704	869,365	853,339	833,685	864,772	
(5)		超 過 勤 務 手 当 (千円)	61,208	67,323	66,149	41,735	69,344	
(6)		税 務 特 別 手 当 (千円)	751	618	661	600	639	
(7)		そ の 他 の 手 当 (千円)	395,905	385,985	366,359	370,514	391,704	
(8)		諸 手 当 (小 計) (千円)	457,864	453,926	433,169	412,849	461,687	
(9)		共 済 組 合 負 担 金 等 (千円)	269,067	256,547	—	—	—	
(10)		報 酬 (千円)	107,389	136,696	135,304	138,424	140,873	
(11)		そ の 他 (千円)	171	170	267,361	270,181	283,267	
(12)		計 (千円)	1,704,195	1,716,704	1,689,173	1,655,139	1,750,599	
(13)		(需 件 用 費)	旅 費 (千円)	3,205	5,483	5,415	6,302	9,052
(14)			賃 金 (千円)	34,102	0	—	—	—
(15)			そ の 他 (千円)	501,139	399,310	396,655	535,567	670,364
(16)			計 (千円)	538,446	404,793	402,070	541,869	679,416
(19)	報奨金 及び これに 類する 経費	納期前納付の報奨金 (千円)	0	0	0	0	0	
(20)		納税貯蓄組合補助金 (千円)	0	0	0	0	0	
(21)		納 税 奨 励 金 (千円)	0	0	0	0	0	
(22)		そ の 他 (千円)	11,597	12,052	11,024	11,220	11,241	
(23)		計 (千円)	11,597	12,052	11,024	11,220	11,241	
(24)	そ の 他 (千円)		55,797	56,599	60,625	70,015	80,551	
(25)	合 計 (千円)		2,310,035	2,190,148	2,162,892	2,278,243	2,521,807	
(26)	県民税 徴収取扱費	納税義務者数等を基準にした金額 (千円)	1,150,197	1,164,317	1,245,723	1,156,653	1,166,816	
(27)		報奨金の額に相当する金額 (千円)	0	0	0	0	0	
(28)		合 計 (千円)	1,150,197	1,164,317	1,245,723	1,156,653	1,166,816	
(29)	(25) - (28) (千円)		1,159,838	1,025,831	917,169	1,121,590	1,354,991	
	税収入額に 対する 徴税費の割合	(25) / (3) (%)	1.5	1.4	1.4	1.5	1.6	
		(29) / (1) (%)	0.8	0.7	0.7	0.8	1.0	
(30)	徴税 職員数	徴 税 職 員 (人)	236	225	227	222	225	
(31)		総 務 関 係 (人)	26	24	23	31	33	
(32)		課 税 関 係 (人)	143	136	136	128	129	
(33)		徴 収 関 係 (人)	67	65	68	63	63	
(34)		会計年度任用職員等 (ほか臨時職員) (人)	53	65	66	67	68	

(注) この表は、市町村税課税状況等の調による。なお、令和 4 年度の様式改正により列番号が変更となったが、本表では令和 3 年度調査までの列番号を使用している。

課 賦 II

1. 市民税に関すること

(1) 個人市民税・県民税賦課額の推移

区 分			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
普通徴収	市民税	均 等 割	262,702,900	242,923,400	220,624,100	243,489,000	243,053,500
		所 得 割	10,936,480,600	9,513,217,800	8,089,049,100	10,597,010,900	11,252,149,100
		計	11,199,183,500	9,756,141,200	8,309,673,200	10,840,499,900	11,495,202,600
	県民税	均 等 割	144,158,900	133,357,700	121,077,800	133,478,600	133,316,100
		所 得 割	2,721,943,400	2,366,483,700	2,013,174,600	2,627,678,400	2,798,416,900
		計	2,866,102,300	2,499,841,400	2,134,252,400	2,761,157,000	2,931,733,000
	森 林 環 境 税		—	—	—	—	—
特別徴収	市民税	均 等 割	1,002,903,600	1,011,371,400	1,022,446,900	1,025,089,700	1,026,975,800
		所 得 割	44,252,856,500	44,727,610,200	43,988,908,800	44,231,700,300	45,017,805,900
		計	45,255,760,100	45,738,981,600	45,011,355,700	45,256,790,000	46,044,781,700
	県民税	均 等 割	547,631,900	552,088,900	558,037,400	559,496,600	560,475,200
		所 得 割	11,034,124,500	11,155,560,200	10,946,507,300	11,020,820,700	11,218,225,300
		計	11,581,756,400	11,707,649,100	11,504,544,700	11,580,317,300	11,778,700,500
	森 林 環 境 税		—	—	—	—	—
合 計	市民税	均 等 割	1,265,606,500	1,254,294,800	1,243,071,000	1,268,578,700	1,270,029,300
		所 得 割	55,189,337,100	54,240,828,000	52,077,957,900	54,828,711,200	56,269,955,000
		計	56,454,943,600	55,495,122,800	53,321,028,900	56,097,289,900	57,539,984,300
	県民税	均 等 割	691,790,800	685,446,600	679,115,200	692,975,200	693,791,300
		所 得 割	13,756,067,900	13,522,043,900	12,959,681,900	13,648,499,100	14,016,642,200
		計	14,447,858,700	14,207,490,500	13,638,797,100	14,341,474,300	14,710,433,500
	森 林 環 境 税		—	—	—	—	—
合 計			70,902,802,300	69,702,613,300	66,959,826,000	70,438,764,200	72,250,417,800

(注) この表は、当初賦課額による。(特別徴収分については、6月～翌年5月分までの課税分である。)

(2) 個人市民税納税義務者の推移

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普通徴収	均等割・所得割の者	74,682	68,974	63,904	69,733	70,257
	均等割のみの者	10,659	10,125	9,397	9,898	9,931
	所得割のみの者	268	286	521	308	371
	計	85,609	79,385	73,822	79,939	80,559
	森 林 環 境 税	—	—	—	—	—
特別徴収	均等割・所得割の者	292,177	294,323	297,781	298,780	299,992
	均等割のみの者	15,997	15,979	16,562	17,201	17,298
	所得割のみの者	551	520	731	744	762
	計	308,725	310,822	315,074	316,725	318,052
	森 林 環 境 税	—	—	—	—	—
合 計	均等割・所得割の者	366,859	363,297	361,685	368,513	370,249
	均等割のみの者	26,656	26,104	25,959	27,099	27,229
	所得割のみの者	819	806	1,252	1,052	1,133
	計	394,334	390,207	388,896	396,664	398,611
	森 林 環 境 税	—	—	—	—	—

(注) この表は、当初調定による。

(単位：円)

令和6年度				
合 計	全市	葵 区	駿河区	清水区
202,693,500	—	73,943,800	64,656,300	64,093,400
12,008,021,400	—	5,429,037,900	3,607,589,200	2,971,394,300
12,210,714,900	—	5,502,981,700	3,672,245,500	3,035,487,700
95,957,400	—	34,996,200	30,632,200	30,329,000
2,976,025,200	—	1,350,190,600	895,733,800	730,100,800
3,071,982,600	—	1,385,186,800	926,366,000	760,429,800
68,128,300	—	24,798,100	21,766,200	21,564,000
888,874,700	888,874,700	—	—	—
42,716,769,600	42,716,769,600	—	—	—
43,605,644,300	43,605,644,300	—	—	—
418,647,700	418,647,700	—	—	—
10,635,235,400	10,635,235,400	—	—	—
11,053,883,100	11,053,883,100	—	—	—
298,061,700	298,061,700	—	—	—
1,091,568,200	888,874,700	73,943,800	64,656,300	64,093,400
54,724,791,000	42,716,769,600	5,429,037,900	3,607,589,200	2,971,394,300
55,816,359,200	43,605,644,300	5,502,981,700	3,672,245,500	3,035,487,700
514,605,100	418,647,700	34,996,200	30,632,200	30,329,000
13,611,260,600	10,635,235,400	1,350,190,600	895,733,800	730,100,800
14,125,865,700	11,053,883,100	1,385,186,800	926,366,000	760,429,800
366,190,000	298,061,700	24,798,100	21,766,200	21,564,000
70,308,414,900	54,957,589,100	6,912,966,600	4,620,377,700	3,817,481,500

(単位：人)

令和6年度				
合 計	全市	葵 区	駿河区	清水区
62,351	—	22,776	19,927	19,648
16,542	—	6,115	5,006	5,421
510	—	206	152	152
79,403	—	29,097	25,085	25,221
77,779	77,779	28,428	24,606	24,745
286,321	286,321	—	—	—
33,161	33,161	—	—	—
966	966	—	—	—
320,448	320,448	—	—	—
317,857	317,857	—	—	—
348,672	286,321	22,776	19,927	19,648
49,703	33,161	6,115	5,006	5,421
1,476	966	206	152	152
399,851	320,448	29,097	25,085	25,221
395,636	395,636	28,428	24,606	24,745

(3) 令和6年度個人市民税の納税義務者等に関する調

区 分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	均等割額	所得割額
	A 人	B 千円	C 人	D 千円	E 千円
所得者区分					
給 与 所 得 者	23,077	62,263	261,190	783,534	43,455,979
営 業 等 所 得 者	3,256	9,672	13,046	39,138	3,018,415
農 業 所 得 者	181	538	321	963	49,518
そ の 他 の 所 得 者	19,590	57,809	45,529	136,587	8,200,880
家 屋 敷 等 の み	354	1,062	—	—	—
計	46,458	131,344	320,086	960,222	54,724,792

(注) この調は、市町村税課税状況等の調による。

(4) 課税標準額段階別令和6年度分所得割額等に関する調(合計表)

区 分	納税義務者数			総所得金額等	所得控除額	課税標準額
	有資格者	失格者	計			
課税標準額の段階別	人	人	人	千円	千円	千円
10万円 以下の金額	788	3	791	245,487	629,810	9,589,284
10万円 を超え 100万円 以下	97,713	1,545	99,258	143,812,189	85,811,473	65,389,223
100万円 " 200万円 "	89,168	5,338	94,506	245,089,899	106,337,337	144,752,720
200万円 " 300万円 "	51,343	6,053	57,396	221,432,548	80,918,059	145,277,631
300万円 " 400万円 "	27,305	2,079	29,384	151,975,205	50,544,656	104,470,276
400万円 " 550万円 "	20,265	129	20,394	134,228,017	40,326,012	97,217,415
550万円 " 700万円 "	6,803	2	6,805	56,298,042	14,529,412	43,491,476
700万円 " 1,000万円 "	5,560	1	5,561	57,994,151	12,167,461	49,919,473
1,000万円 を超える金額	5,990	1	5,991	145,208,242	13,931,154	182,067,608
合 計	304,935	15,151	320,086	1,156,283,780	405,195,374	842,175,106

(注) 1. この調は、市町村税課税状況等の調による。

2. 有資格者は、所得税の納税義務のある者、失格者はそれ以外。

3. 所得金額は、総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額を表示。

4. 税額控除額は、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除の合計額を表示。

合		計		納税義務者数
均等割を納める者		所得割を納めるもの		
納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	
A+C	B+D	C	E	A+C
人	千円	人	千円	人
284,267	845,797	261,190	43,455,979	284,267
16,302	48,810	13,046	3,018,415	16,302
502	1,501	321	49,518	502
65,119	194,396	45,529	8,200,880	65,119
354	1,062	—	—	354
366,544	1,091,566	320,086	54,724,792	366,544

算出税額 千円	税額控除 千円	税額調整 千円	配当割額 の控除額 千円	株式等譲渡 所得割額の 控 除 額 千円	所得割額		
					有資格者 千円	失格者 千円	計 千円
383,154	9,561	0	1,026	2,142	364,120	6	364,126
4,931,028	368,662	428	7,912	6,715	3,554,091	21,331	3,575,422
11,336,672	849,173	222	11,404	10,248	9,184,590	235,779	9,420,369
11,431,034	952,409	0	11,085	9,446	9,092,431	608,061	9,700,492
8,235,432	569,446	0	7,619	6,509	6,833,434	363,701	7,197,135
7,645,231	490,567	0	8,774	12,231	6,765,300	31,764	6,797,064
3,409,837	251,128	0	5,869	5,464	3,032,228	614	3,032,842
3,830,183	305,788	0	5,287	7,616	3,427,628	621	3,428,249
12,534,464	1,202,306	0	20,012	60,478	11,208,762	331	11,209,093
63,737,035	4,999,040	650	78,988	120,849	53,462,584	1,262,208	54,724,792

(5) 個人市民税・県民税負担額累年比較

(単位：円)

区 分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
人 一 人 当 り	市民税	80,375	79,475	76,799	81,409	84,155	82,455
	県民税	20,569	20,347	19,644	20,813	21,515	20,866
	計	100,944	99,821	96,443	102,222	105,670	103,321
一 世 帯 当 り	市民税	178,775	174,555	166,554	174,582	178,090	172,225
	県民税	45,752	44,688	42,602	44,633	45,530	43,584
	計	224,527	219,244	209,156	219,215	223,620	215,809
納 税 義 務 者 一 人 当 り	市民税	143,165	142,220	137,109	141,423	144,351	139,759
	県民税	36,639	36,410	35,071	36,155	36,904	35,368
	計	179,804	178,630	172,179	177,578	181,255	175,127

(注) １．この表は、当初賦課額による。(特別徴収分については、６月～翌年５月までの課税分である。)
 ２．毎年、賦課期日(１月１日)現在の住民基本台帳人口及び世帯数を基礎とした。

(6) 市民税特別徴収義務者数の推移

(単位：人)

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
特 別 徴 収 義 務 者 数	24,696	24,757	24,597	24,766	25,058	25,346

(注) この表は、市町村税課税状況等の調による。(令和２年度に限り７月更正分を含む)

(7) 個人県民税払込確定あん分率の推移

年 度	率
令 和 元 年 度	0.205888744835
令 和 ２ 年 度	0.205407440315
令 和 ３ 年 度	0.205523409055
令 和 ４ 年 度	0.205288397985
令 和 ５ 年 度	0.205481606715

(注) この表は、地方税法施行令第８条第３項の規定により、県民税を払込む場合のあん分率について記載したものである。

(8) 法人市民税調定額の推移（現年課税分）

区 分	均等割額 千円	法人税割額 千円	計 千円	前年度比 %	納税義務者数 人
令和元年度	2,578,182	8,857,659	11,435,841	96.6	22,032
令和2年度	2,561,827	6,399,529	8,961,356	78.4	22,048
令和3年度	2,543,701	5,166,408	7,710,109	86.0	22,186
令和4年度	2,577,840	5,378,251	7,956,091	103.2	22,473
令和5年度	2,562,058	5,594,131	8,156,189	102.5	22,574

（注）納税義務者数は、市町村税課税状況等の調による。

(9) 令和5年度法人市民税月別調定額（現年課税分）

区 分	均等割額 円	法人税割額 円	計 円	構成比 %
4月	131,915,200	183,756,100	315,671,300	3.9
5月	274,014,800	388,889,100	662,903,900	8.1
6月	478,923,500	1,239,230,500	1,718,154,000	21.1
7月	338,312,800	658,525,400	996,838,200	12.2
8月	159,856,100	329,670,300	489,526,400	6.0
9月	108,739,700	131,353,200	240,092,900	2.9
10月	151,726,500	198,706,900	350,433,400	4.3
11月	391,989,600	1,201,353,900	1,593,343,500	19.5
12月	100,483,700	164,919,000	265,402,700	2.6
1月	194,992,600	497,510,700	692,503,300	8.5
2月	112,450,500	154,852,900	267,303,400	3.3
3月	118,652,700	445,362,900	564,015,600	6.9
計	2,562,057,700	5,594,130,900	8,156,188,600	99.3

(10) 法人市民税業態別調定額及び義務者数

区 分 業態別	令和元年度		令和2年度	
	義務者数 件	調定額 千円	義務者数 件	調定額 千円
製 造 業	2,215	1,513,621	2,199	1,099,204
新 聞 ・ 出 版 ・ 印 刷 業	229	84,063	224	79,091
機 械 器 具 製 造 業	792	1,110,742	785	729,374
卸 売 業	2,288	1,266,021	2,247	990,960
小 売 業	2,697	816,815	2,656	713,216
建 設 業	2,990	995,986	3,015	952,779
運 輸 ・ 倉 庫 業	686	1,217,065	695	884,771
放 送 業	34	59,969	36	47,661
電 気 ・ ガ ス 供 給 業	45	251,369	46	219,606
電 信 ・ 電 話 業	20	130,351	22	95,508
サ ー ビ ス 業	4,909	1,482,382	5,070	1,321,509
旅 館 ・ 飲 食 業	888	174,720	903	125,987
一 次 産 業 ・ 鉱 業	130	29,670	137	24,472
銀 行 ・ 信 託 業	66	1,162,174	66	650,318
そ の 他 の 金 融 業	73	98,550	70	82,706
証 券 ・ 商 品 取 引 業	50	40,818	58	75,184
保 険 ・ 保 険 サ ー ビ ス 業	286	555,968	281	456,404
不 動 産 業	1,541	361,635	1,547	327,378
教 育	80	17,383	75	21,104
分 類 不 能	550	66,539	570	64,124
合 計	20,569	11,435,841	20,702	8,961,356

(注) この表は、各年度別決算による。

令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
義務者数 件	調定額 千円	義務者数 件	調定額 千円	義務者数 件	調定額 千円
2,148	1,160,025	2,103	1,298,611	2,061	1,062,184
211	61,729	209	65,454	200	56,442
777	456,262	768	588,868	741	780,815
2,220	884,354	2,155	893,602	2,170	1,003,347
2,645	745,932	2,619	663,149	2,593	781,980
3,080	789,574	3,102	786,340	3,183	789,098
690	325,695	684	322,626	699	527,729
34	31,900	33	45,663	33	48,048
49	256,750	54	141,203	56	199,429
16	73,069	16	52,518	16	26,671
5,224	1,085,721	5,281	1,252,008	5,406	1,226,347
888	112,240	912	137,283	909	128,720
136	20,496	130	21,746	129	29,320
67	781,503	63	735,990	65	732,871
69	52,381	64	43,325	72	52,810
61	93,092	60	40,107	63	50,610
279	408,921	281	449,855	296	237,321
1,573	290,867	1,612	325,842	1,666	308,701
77	16,091	71	16,974	68	18,187
636	63,507	713	74,927	861	95,559
20,880	7,710,109	20,930	7,956,091	21,287	8,156,189

(11) 法人市民税資本金別均等割額及び義務者数

区 分	令和元年度		令和2年度	
	義務者数 件	均等割額 千円	義務者数 件	均等割額 千円
資本金別				
資本金等の額が1千万円以下である法人で 従業者数の合計数が50人を超えるもの	168	20,110	164	19,460
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	3,256	420,151	3,264	416,472
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	337	50,492	359	53,830
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	1,164	187,512	1,229	194,383
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	158	63,993	154	62,233
資本金等の額が10億円を超える法人で 従業者数の合計数が50人以下であるもの	1,387	564,667	1,375	550,940
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	82	143,500	94	162,350
資本金等の額が50億円を超える法人で 従業者数の合計数が50人を超えるもの	136	415,500	137	414,750
上記に掲げる以外の法人、法人でない社団等	14,162	712,257	14,329	687,409
合 計	20,850	2,578,182	21,105	2,561,827

(注) この表は、市町村税課税状況等の調による。

令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
義務者数 件	均等割額 千円	義務者数 件	均等割額 千円	義務者数 件	均等割額 千円
155	18,380	150	17,850	153	18,340
3,255	413,462	3,252	416,233	3,269	415,987
353	53,092	341	50,850	342	51,150
1,239	193,046	1,242	190,472	1,236	192,403
149	59,033	155	61,899	155	61,999
1,369	540,869	1,354	534,282	1,350	534,339
88	151,010	87	149,287	90	153,662
137	407,500	142	416,160	134	400,000
14,464	707,309	14,942	740,807	14,942	734,178
21,209	2,543,701	21,665	2,577,840	21,671	2,562,058

2. 固定資産税に関すること

(1) 固定資産税調定額等の推移（現年課税分）

ア 調定額

(単位：円)

区 分	土 地	家 屋	小 計	償 却 資 産	交 納 付 金	計
令和元年度	23,155,406,900	21,611,516,500	44,766,923,400	8,392,681,100	297,233,100	53,456,837,600
令和2年度	23,018,409,300	22,162,151,500	45,180,560,800	8,458,878,500	295,657,300	53,935,096,600
令和3年度	22,642,129,600	21,033,445,800	43,675,575,400	8,068,386,100	295,765,700	52,039,727,200
令和4年度	22,606,991,300	22,322,827,900	44,929,819,200	8,372,788,100	301,373,700	53,603,981,000
令和5年度	22,570,018,400	22,845,471,700	45,415,490,100	8,419,260,400	298,915,200	54,133,665,700
葵 区	8,264,722,500	8,566,441,900	16,831,164,400	4,118,191,300	—	20,949,355,700
駿 河 区	7,561,369,500	7,247,341,200	14,808,710,700	1,568,380,700	—	16,377,091,400
清 水 区	6,743,926,400	7,031,688,600	13,775,615,000	2,732,688,400	—	16,508,303,400
そ の 他	0	0	0	0	298,915,200	298,915,200

※太字は基準年度

イ 納税義務者

(単位：人)

区 分	土地・家屋	償 却 資 産	合 計
令和元年度	267,325	9,989	277,314
令和2年度	267,468	10,094	277,562
令和3年度	267,457	9,184	276,641
令和4年度	267,599	10,084	277,683
令和5年度	267,388	10,141	277,529

※太字は基準年度

(注) 毎年度、出納閉鎖日現在の調定額及び納税義務者である。(過年度追徴分を除く。)

(2) 年度別評価等状況の推移

区 分			令和元年度	令和2年度
土 地	田	評価総筆数（筆）	22,915	22,599
		評価総地積（㎡）	7,967,604	7,810,276
		決定価格（総額）（千円）	650,911	635,398
		平均価格（円／㎡）	82	81
	畑	評価総筆数（筆）	172,882	173,047
		評価総地積（㎡）	87,854,666	87,851,220
		決定価格（総額）（千円）	4,190,786	4,192,177
		平均価格（円／㎡）	48	48
	宅 地	評価総筆数（筆）	483,279	483,246
		評価総地積（㎡）	68,483,427	68,480,780
		決定価格（総額）（千円）	4,086,942,565	4,062,266,100
		平均価格（円／㎡）	59,678	59,320
	山 林	評価総筆数（筆）	113,627	113,739
		評価総地積（㎡）	583,007,237	582,604,564
		決定価格（総額）（千円）	5,633,165	5,632,102
		平均価格（円／㎡）	10	10
	その他	評価総筆数（筆）	73,283	73,206
		評価総地積（㎡）	27,306,707	27,181,994
		決定価格（総額）（千円）	388,982,847	384,769,950
		平均価格（円／㎡）	14,244	14,155
家 屋	木 造	棟数（棟）	241,321	240,092
		床面積（㎡）	20,434,798	20,481,956
		決定価格（千円）	518,081,019	536,324,632
		単位当たり価格（円／㎡）	25,353	26,185
	木造以外 （非木造）	棟数（棟）	99,624	99,431
		床面積（㎡）	24,967,324	25,049,434
		決定価格（千円）	1,097,443,142	1,121,057,598
		単位当たり価格（円／㎡）	43,955	44,754
償却資産 （決定価格・千円）	構 築 物		119,218,296	117,928,701
	機 械 及 び 装 置		171,725,143	180,871,237
	船 舶		2,321,079	2,607,050
	航 空 機		891,334	814,195
	車 両 及 び 運 搬 具		5,793,047	6,432,572
	工 具 器 具 及 び 備 品		84,585,805	84,809,162
	地方税法 第389条	総 務 大 臣 配 分	229,812,172	222,616,387
		県 知 事 配 分	1,327,560	1,073,462

※太字は基準年度

（注）この表は、固定資産概要調書による。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
22,461	22,370	21,901	21,833
7,748,338	7,705,314	7,370,866	7,331,274
629,874	625,450	591,066	587,222
81	81	80	80
172,367	171,840	171,525	170,653
87,553,706	87,218,408	87,017,076	86,603,836
4,197,497	4,179,203	4,166,408	4,143,551
48	48	48	48
484,438	485,771	487,073	487,950
68,590,122	68,773,471	68,841,633	69,016,384
4,025,374,378	4,011,635,556	4,007,023,615	4,028,153,599
58,687	58,331	58,206	58,513
113,892	114,297	114,282	114,947
581,980,963	581,972,972	581,029,812	582,507,398
5,611,344	5,619,049	5,612,633	5,625,394
10	10	10	10
73,454	73,196	73,513	73,656
27,219,522	27,156,171	27,426,190	27,527,377
378,954,214	374,967,653	376,200,592	375,489,331
13,922	13,807	13,716	13,641
239,428	238,820	238,213	237,227
20,556,889	20,647,385	20,728,212	20,770,460
512,645,482	532,124,636	550,127,577	551,576,324
24,938	25,772	26,540	26,556
99,304	99,123	98,930	98,693
25,056,657	25,182,123	25,266,504	25,329,524
1,109,371,505	1,134,860,626	1,155,103,518	1,148,936,405
44,275	45,066	45,717	45,360
112,717,115	114,622,437	121,453,810	122,890,923
174,783,541	178,163,019	180,796,396	187,142,082
2,650,807	2,252,165	2,910,013	2,287,603
638,852	475,811	332,202	380,106
7,065,215	6,609,289	6,928,658	7,298,929
79,848,597	84,910,769	86,586,912	89,542,223
225,123,313	220,709,133	213,827,902	211,974,433
900,723	755,802	634,217	532,208

(3) 土地に関する調、総括表

区 分		地 積				決 定	
		非課税地積	評価総地積	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総額	法定免税点 未満のもの
		(a) ㎡	(b) ㎡	(c) ㎡	(b)-(c)=(d) ㎡	(e) 千円	(f) 千円
令和元年度		637,280,359	774,619,641	48,846,070	725,773,571	4,486,400,274	4,901,927
令和2年度		637,901,166	773,928,834	48,796,673	725,132,161	4,457,495,727	4,966,451
令和3年度		638,737,349	773,092,651	49,093,989	723,998,662	4,414,767,307	5,307,891
令和4年度		639,003,665	772,826,336	48,676,234	724,150,102	4,397,026,911	5,425,984
令和5年度		640,144,422	771,685,577	48,252,457	723,433,120	4,393,594,314	5,522,752
令和6年度		638,943,731	772,986,269	47,975,181	725,011,088	4,413,999,097	5,543,120
田	一般田	3,120,678	7,331,274	747,626	6,583,648	587,222	59,294
	介在田等		421,809	520	421,289	10,000,397	5,166
畑	一般畑	5,580,712	86,603,836	7,108,440	79,495,396	4,143,551	286,636
	介在畑等		2,470,293	62,374	2,407,919	44,717,344	97,898
宅地	小規模住宅用地		36,376,319	378,831	35,997,488	2,335,368,979	4,271,133
	一般住宅用地		8,371,128	48,795	8,322,333	374,137,048	227,819
	住宅用地 以外の宅地		24,268,937	14,629	24,254,308	1,318,647,572	74,272
	計	4,946,334	69,016,384	442,255	68,574,129	4,028,153,599	4,573,224
塩田							
鉱泉地			60	10	50	2,665	154
池沼		309,317	3,419,440	6,292	3,413,148	26,481	51
山林	一般山林	109,301,836	582,507,398	38,161,139	544,346,259	5,625,394	347,124
	介在山林		17,481	1,997	15,484	18,159	1,096
牧場							
原野		2,413,120	9,424,045	1,052,449	8,371,596	128,804	10,863
雑種地	ゴルフ場の用地		914,294		914,294	571,041	
	遊園地等の用地						
	鉄軌道用地 (単体利用)	284,618	1,428,317	73	1,428,244	39,943,973	1,560
	鉄軌道用地 (複合利用)		69,469		69,469	7,013,473	
	その他の雑種地	234,107,424	9,362,169	392,006	8,970,163	273,066,994	160,054
計		234,392,042	11,774,249	392,079	11,382,170	320,595,481	161,614
その他		278,879,692					

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

価 格		筆 数			単位当たり価格		提示平均価額 円
法定免税点 以上のもの (g) 千円	(g) に係る課 税標準額 (h) 千円	評価総筆数 (i) 筆	法定免税点 未満のもの (j) 筆	法定免税点 以上のもの (i)-(j)=(k) 筆	平均価格 (e)/(b)=(l) 円	最高価格 (m) 円	
4,481,498,347	1,664,408,425	865,790	45,499	820,291	5,792		
4,452,529,276	1,652,257,417	865,986	45,696	820,290	5,760		
4,409,459,416	1,625,339,591	866,612	47,399	819,213	5,711		
4,391,600,927	1,622,347,218	867,474	47,718	819,756	5,690		
4,388,071,562	1,619,757,032	868,294	47,818	820,476	5,694		
4,408,455,977	1,621,079,809	869,039	48,014	821,025	5,710		
527,928	527,849	21,833	2,431	19,402	80	417	80,141 /千㎡
9,995,231	2,857,547	1,141	15	1,126	23,708	106,212	
3,856,915	3,851,488	170,653	17,693	152,960	48	126	47,841 /千㎡
44,619,446	16,622,709	13,469	670	12,799	18,102	186,754	
2,331,097,846	387,934,442	306,365	6,585	299,780	64,200	1,024,023	
373,909,229	124,474,056	105,469	1,710	103,759	44,694	1,000,958	
1,318,573,300	871,745,347	76,116	447	75,669	54,335	1,086,400	
4,023,580,375	1,384,153,845	487,950	8,742	479,208	58,365	1,086,400	58,638 /㎡
2,511	2,511	18	3	15	44,417	182,000	
26,430	25,560	1,016	33	983	8	1,941	
5,278,270	5,278,233	114,947	13,526	101,421	10	71	9,676 /千㎡
17,063	12,071	112	16	96	1,039	37,731	
117,941	117,938	13,722	2,222	11,500	14	99	
571,041	367,072	454		454	625	770	
39,942,413	23,663,550	3,527	8	3,519	27,966	89,470	
7,013,473	4,292,301	500		500	100,958	221,127	
272,906,940	179,307,135	39,697	2,655	37,042	29,167	654,924	
320,433,867	207,630,058	44,178	2,663	41,515	27,229	654,924	

(4) 宅地に関する調、法定免税点以上のもの

区 分		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		地 積	決定価格	地 積	決定価格	地 積	決定価格
		m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円
商 業 地 区		1,815,128	362,352,040	1,800,873	360,784,617	1,773,907	369,020,107
住 宅 地 区		50,389,553	3,265,496,811	50,441,547	3,249,949,016	51,276,376	3,273,037,286
工 業 地 区		10,495,525	366,558,802	10,449,213	361,206,707	9,723,555	300,520,664
村 落 地 区		5,197,779	86,912,227	5,191,491	84,647,043	5,155,622	76,489,260
観 光 地 区		78,838	1,189,794	78,616	1,181,675	78,616	1,214,044
農 業 用 施 設 の 用 に 供 す る 宅 地		185,321	490,012	184,037	486,564	181,940	733,766
生産緑地地区内の宅地		9,688	25,945	9,809	26,263	10,110	41,116
合 計		68,171,832	4,083,025,631	68,155,586	4,058,281,885	68,200,126	4,021,056,243

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(5) 市街化区域農地に関する調

区 分		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		地 積	決定価格	地 積	決定価格	地 積	決定価格
		m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円
田	特 定 市 農	380,211	12,689,359	283,142	9,409,582	266,573	8,240,981
	上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
畑	特 定 市 農	2,386,818	56,092,712	2,258,482	50,966,986	2,192,786	44,692,524
	上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
計	特 定 市 農	2,767,029	68,782,071	2,541,624	60,376,568	2,459,359	52,933,505
	上 記 以 外	0	0	0	0	0	0

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
地 積	決定価格	地 積	決定価格	地 積	決定価格
m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円
1,776,737	366,192,419	1,775,736	367,462,944	1,796,143	370,530,834
51,393,215	3,264,731,826	51,483,967	3,260,242,024	51,543,969	3,277,164,337
9,759,751	300,278,574	9,713,511	300,683,832	9,779,158	303,008,989
5,156,746	73,967,802	5,168,283	72,100,394	5,184,478	70,689,001
81,330	1,244,537	81,330	1,244,538	81,330	1,250,324
181,252	730,988	179,199	722,610	177,639	879,967
10,805	43,941	11,189	45,507	11,412	56,923
68,359,836	4,007,190,087	68,413,215	4,002,501,849	68,574,129	4,023,580,375

令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
地 積	決定価格	地 積	決定価格	地 積	決定価格
m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円
249,368	7,582,235	420,382	10,774,850	395,982	9,344,671
0	0	0	0	0	0
2,113,456	42,064,362	2,144,186	41,773,169	2,067,509	37,854,155
0	0	0	0	0	0
2,362,824	49,646,597	2,564,568	52,548,019	2,463,491	47,198,826
0	0	0	0	0	0

(6) 家屋に関する調、総括表

区 分		所 有 者 数			棟 数		
		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
		人	人	人	棟	棟	棟
令和元年度		217,288	8,831	208,457	340,945	13,110	327,835
令和2年度		218,168	8,626	209,542	339,523	12,817	326,706
令和3年度		219,162	9,175	209,987	338,732	14,362	324,370
令和4年度		219,915	8,245	211,670	337,943	12,288	325,655
令和5年度		220,617	8,093	212,524	337,143	12,072	325,071
令和6年度		220,777	7,863	212,914	335,920	11,716	324,204
木 造	戸建形式住宅				186,615	4,497	182,118
	集合形式住宅				4,161	5	4,156
	併用住宅				10,080	428	9,652
	旅館・ホテル				263	3	260
	事務所・店舗				4,000	170	3,830
	劇場・病院				206	1	205
	工場・倉庫				4,760	1,016	3,744
	附属家				27,142	4,310	22,832
合 計					237,227	10,430	226,797
非 木 造	事務所・店舗				10,463	31	10,432
	住宅用建物				51,318	60	51,258
	病院・ホテル				733	1	732
	工場・倉庫				14,824	137	14,687
	その他の				21,355	1,057	20,298
合 計					98,693	1,286	97,407

※太字は基準年度

※平成27基準年度より農家住宅は専用住宅へ、公衆浴場は工場・倉庫へ統合。

※令和6基準年度より、木造：専用住宅⇒戸建形式住宅、共同住宅・寄宿舍⇒集合形式住宅、旅館・料亭・ホテル⇒旅館・ホテル、事務所・銀行・店舗⇒事務所・店舗に区分名称変更。土蔵は工場・倉庫に統合。

非木造：事務所・店舗・百貨店⇒事務所・店舗、住宅・アパート⇒住宅用建物、工場・倉庫・市場⇒工場・倉庫に区分名称変更。

(注) 1. この調は、固定資産概要調書による。

2. 所有者数欄の数値は、納税義務者数である。

床 面 積			決 定 価 格			
総 数 (イ) m ²	法定免税点 未満のもの (ロ) m ²	法定免税点 以上のもの (ハ) m ²	総 額 (ニ) 千円	法定免税点 未満のもの (ホ) 千円	法定免税点 以上のもの (ヘ) 千円	単位当り 価 格 (ニ) / (イ) 円
45,402,122	524,849	44,877,273	1,615,524,161	765,172	1,614,758,989	35,583
45,531,390	512,419	45,018,971	1,657,382,230	746,371	1,656,635,859	36,401
45,613,546	1,411,515	44,202,031	1,622,016,987	41,505,529	1,580,511,458	35,560
45,829,508	493,243	45,336,265	1,666,985,262	862,517	1,666,122,745	36,374
45,994,716	489,719	45,504,997	1,705,231,095	1,276,557	1,703,954,538	37,074
46,099,984	476,792	45,623,192	1,700,512,729	963,088	1,699,549,641	36,887
17,504,109	270,129	17,233,980	492,569,410	331,853	492,237,557	28,140
895,744	2,786	892,958	30,053,627	144,050	29,909,577	33,552
936,935	21,576	915,359	13,938,016	35,324	13,902,692	14,876
32,145	125	32,020	412,753	383	412,370	12,840
297,676	7,243	290,433	8,536,519	45,997	8,490,522	28,677
35,781	21	35,760	1,530,728	18	1,530,710	42,780
324,831	41,422	283,409	1,006,812	38,301	968,511	3,099
743,239	101,789	641,450	3,528,459	143,886	3,384,573	4,747
20,770,460	445,091	20,325,369	551,576,324	739,812	550,836,512	26,556
5,203,643	2,853	5,200,790	326,600,579	108,536	326,492,043	62,764
11,436,016	1,680	11,434,336	583,191,320	6,451	583,184,869	50,996
693,125	32	693,093	56,599,971	194	56,599,777	81,659
6,455,337	4,259	6,451,078	148,377,571	15,818	148,361,753	22,985
1,541,403	22,877	1,518,526	34,166,964	92,277	34,074,687	22,166
25,329,524	31,701	25,297,823	1,148,936,405	223,276	1,148,713,129	45,360

(7) 家屋新增築状況

区 分		棟 数	床面積	決定価格	単位当たり価格
		棟	m ²	千円	円
木 造	令 和 元 年 度	2,510	285,866	20,854,551	72,952
	令 和 2 年 度	2,495	282,935	20,588,128	72,766
	令 和 3 年 度	2,314	261,836	20,504,057	78,309
	令 和 4 年 度	2,430	278,159	21,616,419	77,712
	令 和 5 年 度	2,341	270,203	21,139,194	78,234
	令 和 6 年 度	2,173	237,677	21,070,091	88,650
非 木 造	令 和 元 年 度	797	211,018	20,072,222	95,121
	令 和 2 年 度	798	202,004	20,251,135	100,251
	令 和 3 年 度	717	159,055	15,952,548	100,296
	令 和 4 年 度	673	147,403	15,013,094	101,851
	令 和 5 年 度	647	207,624	21,236,524	102,284
	令 和 6 年 度	646	230,634	24,490,529	106,188
合 計	令 和 元 年 度	3,307	496,884	40,926,773	82,367
	令 和 2 年 度	3,293	484,939	40,839,263	84,215
	令 和 3 年 度	3,031	420,891	36,456,605	86,618
	令 和 4 年 度	3,103	425,562	36,629,513	86,073
	令 和 5 年 度	2,988	477,827	42,375,718	88,684
	令 和 6 年 度	2,819	468,311	45,560,620	97,287

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(8) 家屋減少状況

区 分		棟 数	床面積	決定価格	単位当たり価格
		棟	m ²	千円	円
木 造	令 和 元 年 度	3,165	189,457	2,207,543	11,652
	令 和 2 年 度	3,875	235,434	2,496,680	10,605
	令 和 3 年 度	3,055	186,046	2,072,352	11,139
	令 和 4 年 度	3,116	187,449	2,205,410	11,765
	令 和 5 年 度	3,040	191,880	2,321,949	12,101
	令 和 6 年 度	3,266	196,601	2,230,510	11,345
非 木 造	令 和 元 年 度	1,000	217,976	4,816,121	22,095
	令 和 2 年 度	1,090	181,685	4,062,549	22,360
	令 和 3 年 度	920	168,117	3,255,565	19,365
	令 和 4 年 度	975	173,538	4,661,672	26,863
	令 和 5 年 度	918	153,911	4,446,091	28,887
	令 和 6 年 度	964	173,778	4,289,884	24,686
合 計	令 和 元 年 度	4,165	407,433	7,023,664	17,239
	令 和 2 年 度	4,965	417,119	6,559,229	15,725
	令 和 3 年 度	3,975	354,163	5,327,917	15,044
	令 和 4 年 度	4,091	360,987	6,867,082	19,023
	令 和 5 年 度	3,958	345,791	6,768,040	19,573
	令 和 6 年 度	4,230	370,379	6,520,394	17,605

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(9) 新築住宅等に対する減額状況

区 分		法附則第15条の6 第1項		法附則第15条の6 第2項		法附則第15条の7 第1項		法附則第15条の7 第2項		法附則第15条の8 第1項	
		対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額
		戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円
合 計	令和元年度	7,210	301,380	6,674	232,749	4,947	265,704	2,186	74,888	61	5,056
	令和2年度	6,738	299,798	6,179	215,185	4,989	277,617	1,316	52,345	52	4,044
	令和3年度	6,259	281,883	5,551	190,242	4,980	272,478	1,277	48,985	48	3,891
	令和4年度	5,736	281,746	5,114	180,127	5,039	289,056	721	36,943	10	1,217
	令和5年度	5,500	276,484	4,522	163,546	5,107	301,926	516	28,653	10	1,217
	令和6年度	4,987	257,349	4,644	161,698	5,250	317,906	378	18,220	0	0

区 分		法附則第15条の8 第2項		法附則第15条の9 第1項		法附則第15条の9 第4, 5項		法附則第15条の9 第9項		計	
		対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額	対象 戸数	減額 税額
		戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円	戸	千円
合 計	令和元年度	666	19,913	237	1,534	3	52	1	7	21,985	901,283
	令和2年度	563	15,204	166	1,081	3	41	5	33	20,011	865,348
	令和3年度	367	8,899	78	542	3	12	0	0	18,563	806,932
	令和4年度	359	11,250	102	585	5	53	1	11	17,087	800,988
	令和5年度	395	13,771	107	666	3	33	3	35	16,163	786,331
	令和6年度	218	7,808	80	483	2	20	1	10	15,560	763,494

※太字は基準年度

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(10) 償却資産に関する調

区 分		納税義務者 人	決定価格 千円	課税標準額 千円
令和元年度		21,878	615,674,436	584,249,816
令和2年度		22,224	617,152,766	589,012,041
令和3年度		24,367	603,728,163	566,943,012
令和4年度		24,381	608,498,425	578,883,812
令和5年度		24,229	613,470,110	589,610,582
令和6年度		24,520	622,048,507	602,011,133
市長が 価格等を 決定したもの	構 築 物		122,890,923	117,052,045
	機 械 及 び 装 置		187,142,082	181,941,095
	船 舶		2,287,603	1,296,205
	航 空 機		380,106	380,106
	車 両 及 び 運 搬 具		7,298,929	6,747,431
	工具、器具及び備品		89,542,223	89,274,171
	小 計		409,541,866	396,691,053
地方税法 第389条関係	総 務 大 臣 配 分	96	211,974,433	204,787,872
	県 知 事 配 分	1	532,208	532,208
	小 計	97	212,506,641	205,320,080

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(11) 国有資産等所在市交付金及び納付金の交付金額等に関する調

(単位：円)

区 分	国有資産	公有資産	交付金額計	納付金額	交納付金額計
令和元年度	22,573,700	274,659,400	297,233,100	—	297,233,100
令和2年度	22,205,300	273,452,000	295,657,300	—	295,657,300
令和3年度	21,831,800	273,933,900	295,765,700	—	295,765,700
令和4年度	21,821,400	279,552,600	301,374,000	—	301,374,000
令和5年度	21,374,900	277,540,300	298,915,200	—	298,915,200
令和6年度	20,615,500	279,427,300	300,042,800	—	300,042,800

(注) この調は、固定資産概要調書による。

(12) 縦覧帳簿の縦覧及び縦覧期間中の固定資産課税台帳の閲覧状況

年 度	区 分		土 地 件	家 屋 件	償却資産 件	計 件	人 数 人
令 和 元 年 度	葵 区	縦 覧	25	20	—	45	43
		閲 覧	1,147	1,012	200	2,359	2,025
	駿 河 区	縦 覧	5	1	—	6	6
		閲 覧	521	451	90	1,062	910
	清 水 区	縦 覧	18	12	—	30	29
		閲 覧	1,738	1,496	83	3,317	3,049
令 和 2 年 度	葵 区	縦 覧	19	12	—	31	31
		閲 覧	1,149	959	201	2,309	2,032
	駿 河 区	縦 覧	7	4	—	11	11
		閲 覧	498	415	89	1,002	892
	清 水 区	縦 覧	11	9	—	20	19
		閲 覧	1,503	1,307	98	2,908	2,665
令 和 3 年 度	葵 区	縦 覧	22	13	—	35	34
		閲 覧	1,126	984	215	2,325	2,019
	駿 河 区	縦 覧	8	9	—	17	17
		閲 覧	514	458	91	1,063	954
	清 水 区	縦 覧	12	6	—	18	18
		閲 覧	1,671	1,461	107	3,239	2,974
令 和 4 年 度	葵 区	縦 覧	31	23	—	54	50
		閲 覧	1,130	971	184	2,285	1,923
	駿 河 区	縦 覧	4	2	—	6	6
		閲 覧	497	427	92	1,016	934
	清 水 区	縦 覧	8	5	—	13	13
		閲 覧	1,624	1,396	92	3,112	2,880
令 和 5 年 度	葵 区	縦 覧	29	17	—	46	44
		閲 覧	1,247	905	183	2,335	2,110
	駿 河 区	縦 覧	5	3	—	8	7
		閲 覧	552	468	108	1,128	965
	清 水 区	縦 覧	10	5	—	15	15
		閲 覧	1,681	1,455	112	3,248	2,978
令 和 6 年 度	葵 区	縦 覧	27	17	—	44	41
		閲 覧	1,273	1,053	227	2,553	2,312
	駿 河 区	縦 覧	3	4	—	7	7
		閲 覧	548	435	107	1,090	971
	清 水 区	縦 覧	5	3	—	8	8
		閲 覧	1,935	1,619	94	3,648	3,356

※太字は基準年度

(13) 固定資産評価審査委員会審査申出処理状況

(単位：件)

年 度	区 分	処 理 状 況					
		申出件数	却 下	棄 却	認 容	取 下	未決定
令和元年度	土 地	0	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
令和2年度	土 地	0	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
令和3年度	土 地	0	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
令和4年度	土 地	1	0	0	0	1	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	1	0
令和5年度	土 地	0	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0	0	0	0	0
	償 却 資 産	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0

※太字は基準年度

3. 都市計画税に関すること

(1) 都市計画税調定額等の推移（現年課税分）

区 分	土 地 円	家 屋 円	計 円	納税義務者 人
令和元年度	6,180,643,100	4,462,557,300	10,643,200,400	237,289
令和2年度	6,146,769,700	4,564,668,800	10,711,438,500	237,529
令和3年度	6,053,926,700	4,331,050,500	10,384,977,200	237,769
令和4年度	6,052,810,289	4,598,042,811	10,650,853,100	238,061
令和5年度	6,047,717,240	4,695,556,900	10,743,274,140	238,076
葵 区	2,222,399,940	1,730,815,900	3,953,215,840	82,279
駿 河 区	2,080,243,200	1,578,264,500	3,658,507,700	72,382
清 水 区	1,745,074,100	1,386,476,500	3,131,550,600	83,415
そ の 他	0	0	0	0

※太字は基準年度

(注) 毎年度、出納閉鎖日現在の調定額及び納税義務者である。(過年度追徴分を除く。)

4. 諸税に関すること

(1) 軽自動車税種別割調定額等の推移（現年課税分）

区 分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		件数 台	税額 円	件数 台	税額 円	件数 台	税額 円	
原動機付自転車	50cc以下 （特定小型を除く）	48,710	97,420,000	46,121	92,242,000	43,908	87,816,000	
	特定小型	—	—	—	—	—	—	
	50ccを超え90cc以下	3,205	6,410,000	3,056	6,112,000	3,006	6,012,000	
	90ccを超え125cc以下	10,627	25,504,800	10,770	25,848,000	10,927	26,224,800	
	ミニカー（50cc以下）	443	1,639,100	447	1,653,900	450	1,665,000	
	計	62,985	130,973,900	60,394	125,855,900	58,291	121,717,800	
軽自動車	二 輪		10,724	38,606,400	10,708	38,548,800	10,909	39,272,400
	三 輪	旧 税 率	0	0	0	0	0	0
		新 税 率	1	3,900	1	3,900	1	3,900
		重 課	10	46,000	11	50,600	9	41,400
		軽 課（75％）	0	0	0	0	0	0
		軽 課（50％）	0	0	0	0	0	0
		軽 課（25％）	0	0	0	0	0	0
		小 計	11	49,900	12	54,500	10	45,300
	四 輪 乗 用	旧 税 率	66,912	481,761,300	58,199	419,029,400	50,447	363,208,200
		新 税 率	27,953	301,888,500	36,154	390,459,300	45,073	486,784,500
		重 課	25,732	331,942,800	27,430	353,847,000	28,896	372,753,700
		軽 課（75％）	0	0	0	0	0	0
		軽 課（50％）	1,748	9,439,200	1,520	8,208,000	704	3,801,600
		軽 課（25％）	3,907	31,646,700	4,739	38,385,900	4,983	40,362,300
		小 計	126,252	1,156,678,500	128,042	1,209,929,600	130,103	1,266,910,300
	四 輪 貨 物	旧 税 率	15,618	61,952,000	13,233	52,472,000	11,201	44,352,000
		新 税 率	7,446	36,889,200	9,582	47,419,200	11,632	57,501,200
		重 課	11,944	71,343,000	12,078	72,076,500	12,256	73,012,500
		軽 課（75％）	1	1,300	0	0	20	20,000
		軽 課（50％）	0	0	0	0	0	0
		軽 課（25％）	589	2,194,100	588	2,200,200	423	1,588,500
		小 計	35,598	172,379,600	35,481	174,167,900	35,532	176,474,200
	計		172,585	1,367,714,400	174,243	1,422,700,800	176,554	1,482,702,200
農 耕 用		875	2,100,000	859	2,061,600	871	2,090,400	
その他の小型特殊自動車		3,887	22,933,300	3,909	23,063,100	3,896	22,986,400	
二 輪 の 小 型 自 動 車		9,256	55,536,000	9,352	56,112,000	9,714	58,284,000	
合 計		249,588	1,579,257,600	248,757	1,629,793,400	249,326	1,687,780,800	

(注) この表は、市町村税課税状況等の調による。

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
件数 台	税額 円	件数 台	税額 円	件数 台	税額 円
42,169	84,338,000	40,256	80,512,000	38,687	77,374,000
—	—	—	—	84	168,000
2,960	5,920,000	2,923	5,846,000	2,884	5,768,000
11,350	27,240,000	11,635	27,924,000	11,944	28,665,600
494	1,827,800	500	1,850,000	497	1,838,900
56,973	119,325,800	55,314	116,132,000	54,096	113,814,500
11,049	39,776,400	11,234	40,442,400	11,326	40,773,600
0	0	0	0	0	0
1	3,900	1	3,900	2	7,800
9	41,400	9	41,400	10	46,000
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
10	45,300	10	45,300	12	53,800
43,393	312,419,400	36,281	261,207,900	29,886	215,152,000
58,826	635,316,900	66,414	717,251,700	74,180	801,097,200
30,958	399,358,200	32,066	413,609,100	32,434	418,299,900
3	8,100	350	945,000	322	869,400
1	3,500	0	0	0	0
0	0	1	5,200	0	0
133,181	1,347,106,100	135,112	1,393,018,900	136,822	1,435,418,500
9,512	37,644,000	7,652	30,260,000	5,959	23,593,000
13,874	68,591,200	15,844	78,357,200	17,774	87,929,200
12,394	73,795,500	12,507	74,488,500	12,541	74,659,500
0	0	12	13,200	17	17,900
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
35,780	180,030,700	36,015	183,118,900	36,291	186,199,600
180,020	1,566,958,500	182,371	1,616,625,500	184,451	1,662,445,500
861	2,066,400	848	2,035,200	829	1,989,600
3,889	22,945,100	3,929	23,181,100	4,005	23,629,500
10,103	60,618,000	10,339	62,034,000	10,625	63,750,000
251,846	1,771,913,800	252,801	1,820,007,800	254,006	1,865,629,100

(2) 市たばこ税調定額等の推移（現年課税分）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
売渡し本数(千本)	739,908	689,892	685,914	705,090	699,308
前 年 比 (%)	95.8	93.2	99.4	102.8	99.2
税 率	5,692/1,000	5,692/1,000 *9月30日まで	6,122/1,000 *9月30日まで	6,552/1,000	6,552/1,000
		6,122/1,000 *10月1日から	6,552/1,000 *10月1日から		
(旧3級品)	4,000/1,000 *9月30日まで				
	5,692/1,000 *10月1日から				
調 定 額 (千 円)	4,191,461	4,055,171	4,324,039	4,584,962	4,561,312
前 年 比 (%)	100.4	96.7	106.6	106.0	99.5

(注) 平成30年度～令和3年度の調定額には手持品課税分含む。

(3) 鉱産税調定額等の推移（現年課税分）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
石灰石産出量(t)	63,662	66,445	69,723	60,816	51,639
課税標準額(千円)	12,727	13,285	13,940	12,157	10,323
税 率 (%)	1.0(0.7)	同左	同左	同左	同左
調 定 額 (千 円)	95	93	104	85	72
前 年 比 (%)	110.5	97.9	111.8	81.7	84.7

(注) 税率欄の() 書きは、一定期間内に採掘された鉱物の価格が200万円以下である場合の税率。

(4) 入湯税調定額等の推移（現年課税分）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入 湯 客 数 (人)	198,236	150,728	204,018	249,092	257,907
税 率	150円/1人1日	同左	同左	同左	同左
調 定 額 (千 円)	29,735	22,609	30,603	37,364	38,686
前 年 比 (%)	95.1	76.0	135.4	122.1	103.5

(5) 事業所税調定額等の推移（現年課税分）

区 分		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
課 税 標 準	資 産 割 ①	5,643,307	5,658,650	5,652,864	5,757,967	5,812,714
	従 業 者 割 ②	287,104,009	288,368,264	284,423,868	297,385,126	301,381,129
税 率	上 記 ①	同左	同左	同左	同左	同左
	〃 ②	同左	同左	同左	同左	同左
調 定 額 (千 円)		4,136,834	4,156,712	4,221,441	4,302,535	4,254,479
前 年 比 (%)		100.2	100.5	101.6	101.9	98.9

(注) 課税標準額は、市町村税課税状況等の調による。

5. 譲与税等に関すること

(1) 譲与税の推移

区分	年度	予算額	前年比	決算額	前年比
		千円	%	千円	%
地方揮発油 (道路) 譲与税	令和元年度	894,000	98.3	879,602	89.0
	令和2年度	864,000	96.6	861,757	98.0
	令和3年度	829,000	95.9	891,279	103.4
	令和4年度	864,000	104.2	847,573	95.1
	令和5年度	796,000	92.1	852,961	100.6
自動車重量 譲与税	令和元年度	1,027,000	99.5	1,121,496	103.5
	令和2年度	1,059,000	103.1	1,111,558	99.1
	令和3年度	1,044,000	98.6	1,124,816	101.2
	令和4年度	1,123,000	107.6	1,125,380	100.1
	令和5年度	1,069,000	95.2	1,138,017	101.1
森林環境譲与税	令和元年度	100,000	—	100,971	—
	令和2年度	213,000	213.0	214,566	212.5
	令和3年度	213,000	100.0	216,026	100.7
	令和4年度	278,000	130.5	283,310	131.1
	令和5年度	281,000	101.1	283,310	100.0
特別とん譲与税	令和元年度	150,000	109.5	160,254	102.4
	令和2年度	138,000	92.0	142,070	88.7
	令和3年度	125,000	90.6	156,207	110.0
	令和4年度	140,000	112.0	140,059	89.7
	令和5年度	149,000	106.4	152,578	108.9
石油ガス譲与税	令和元年度	54,000	90.0	67,462	88.0
	令和2年度	47,000	87.0	47,302	70.1
	令和3年度	34,000	72.3	47,465	100.3
	令和4年度	45,000	132.4	46,295	97.5
	令和5年度	46,000	102.2	44,578	96.3

(2) 交付金の推移

区分	年度	予算額 千円	前年比 %	決算額 千円	前年比 %
利子割交付金	令和元年度	179,000	89.5	102,766	47.6
	令和2年度	102,000	57.0	101,653	98.9
	令和3年度	103,000	101.0	77,425	76.2
	令和4年度	83,000	80.6	54,612	70.5
	令和5年度	63,000	75.9	46,615	85.4
配当割交付金	令和元年度	526,000	96.5	477,035	115.8
	令和2年度	499,000	94.9	433,138	90.8
	令和3年度	478,000	95.8	657,473	151.8
	令和4年度	698,000	146.0	610,165	92.8
	令和5年度	667,000	95.6	721,650	118.3
株式等譲渡 所得割交付金	令和元年度	361,000	64.3	320,696	77.9
	令和2年度	334,000	92.5	588,218	183.4
	令和3年度	608,000	182.0	937,408	159.4
	令和4年度	949,000	156.1	620,955	66.2
	令和5年度	894,000	94.2	1,167,470	188.0
分離課税 所得割交付金	令和元年度	114,000	101.8	117,877	101.4
	令和2年度	114,000	100.0	117,466	99.7
	令和3年度	120,000	105.3	143,499	122.2
	令和4年度	129,000	107.5	124,601	86.8
	令和5年度	122,000	94.6	154,043	123.6
法人事業税 交付金	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	1,051,000	—	1,022,385	—
	令和3年度	1,761,000	167.6	1,818,226	177.8
	令和4年度	1,839,000	104.4	2,080,841	114.4
	令和5年度	1,784,000	97.0	1,960,719	94.2
地方消費税 交付金	令和元年度	13,266,000	93.6	13,188,786	92.9
	令和2年度	15,944,000	120.2	16,032,388	121.6
	令和3年度	17,219,000	108.0	17,435,205	108.7
	令和4年度	16,833,000	97.8	18,139,413	104.0
	令和5年度	17,756,000	105.5	18,009,046	99.3
ゴルフ場利用税 交付金	令和元年度	26,000	96.3	24,571	94.0
	令和2年度	25,000	96.2	23,478	95.6
	令和3年度	25,000	100.0	24,530	104.5
	令和4年度	27,000	108.0	25,040	102.1
	令和5年度	25,000	92.6	23,950	95.6

区分	年度	予算額 千円	前年比 %	決算額 千円	前年比 %
環境性能割 交付金	令和元年度	259,000	—	171,152	—
	令和2年度	302,000	116.6	344,301	201.2
	令和3年度	424,000	140.4	340,213	98.8
	令和4年度	528,000	124.5	437,759	128.7
	令和5年度	513,000	97.2	500,862	114.4
軽油引取税 交付金	令和元年度	5,918,000	101.9	5,727,061	98.5
	令和2年度	5,556,000	93.9	5,577,456	97.4
	令和3年度	5,691,000	102.4	5,761,320	103.3
	令和4年度	5,768,000	101.4	5,754,349	99.9
	令和5年度	6,135,000	106.4	6,311,930	109.7
自動車取得税 交付金	令和元年度	427,000	48.5	470,494	50.9
	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	32,696	—

6. 手数料等に関すること

区 分	予 算 額			決 算 額		
	令和4年度 千円	令和5年度 千円	前年比 %	令和4年度 千円	令和5年度 千円	前年比 %
市 税 督 促 手 数 料	1	1	100.0	2	0	0.0
県民税徴収取扱委託金	1,182,000	1,167,000	98.7	1,156,653	1,166,816	100.9
市税延滞金及び加算金	72,000	46,000	63.9	81,495	63,057	77.4

Ⅲ 徵 収

1. 収納に関すること

(1) 市税滞納処分停止状況（県民税を含む）

区 分	合 計		地方税法第15条の7 第1項第1号該当 〔滞納処分をすることが できる財産がないとき〕		地方税法第15条の7 第1項第2号該当 〔滞納処分をすることによって その生活を著しく窮迫 させるおそれがあるとき〕		地方税法第15条の7 第1項第3号該当 〔所在及び滞納処分を することができる財産が ともに不明であるとき〕	
	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円
令和元年度	12,877	296,675,244	10,660	235,454,250	1,118	25,593,254	1,099	35,627,740
令和2年度	13,671	301,419,360	10,893	232,395,209	1,651	34,471,325	1,127	34,552,826
令和3年度	12,840	289,107,055	10,436	223,607,224	1,496	27,467,679	908	38,032,152
令和4年度	11,613	240,301,372	9,671	183,059,145	1,101	19,706,983	841	37,535,244
令和5年度	11,635	245,074,556	9,941	202,365,728	708	12,127,792	986	30,581,036
現年課税分	779	20,071,227	639	14,461,927	20	453,400	120	5,155,900
滞納繰越分	10,856	225,003,329	9,302	187,903,801	688	11,674,392	866	25,425,136
(令和5年度税目別内訳)								
個人市県民税	8,046	210,090,760	6,822	172,326,109	434	9,417,283	790	28,347,368
現年課税分	542	17,589,013	436	12,279,413	16	430,500	90	4,879,100
普通徴収	517	16,799,613	413	11,540,613	16	430,500	88	4,828,500
特別徴収	25	789,400	23	738,800	0	0	2	50,600
滞納繰越分	7,504	192,501,747	6,386	160,046,696	418	8,986,783	700	23,468,268
普通徴収	7,061	179,404,091	5,980	149,417,409	418	8,986,783	663	20,999,899
特別徴収	443	13,097,656	406	10,629,287	0	0	37	2,468,369
法人市民税	48	1,654,607	47	1,654,607	0	0	1	0
現年課税分	5	281,600	5	281,600	0	0	0	0
滞納繰越分	43	1,373,007	42	1,373,007	0	0	1	0
固定資産税（土地家屋）	998	19,548,646	741	15,718,769	178	2,248,809	79	1,581,068
現年課税分	49	1,008,014	37	819,914	0	0	12	188,100
滞納繰越分	949	18,540,632	704	14,898,855	178	2,248,809	67	1,392,968
固定資産税（償却資産）	28	426,848	28	426,848	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	28	426,848	28	426,848	0	0	0	0
軽自動車税	2,515	13,353,695	2,303	12,239,395	96	461,700	116	652,600
現年課税分	183	1,192,600	161	1,081,000	4	22,900	18	88,700
滞納繰越分	2,332	12,161,095	2,142	11,158,395	92	438,800	98	563,900
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 出納閉鎖日現在の総計である。

2. 固定資産税（土地家屋）は、都市計画税を含む。

(2) 不納欠損処理状況

区 分	合 計		地方税法第15条の7 第4項該当		地方税法第15条の7 第5項該当		地方税法第18条 第1項該当			
			〔 処 分 停 止 後 3年を経過したもの 〕		〔 処分停止後納税義務を 直ちに消滅させたもの 〕		〔 処 分 停 止 中 の 時効完成によるもの 〕		〔 時効完成によるもの 〕	
	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件 数 件	税 額 円	件 数 件	税 額 円
令和元年度	8,966	140,822,076	1,169	19,736,136	4,465	80,471,469	737	10,874,194	2,595	29,740,277
令和2年度	7,703	155,717,287	1,181	29,708,125	4,049	89,072,510	634	11,592,629	1,839	25,344,023
令和3年度	6,830	159,442,425	1,305	40,865,688	3,592	81,472,417	489	8,490,685	1,444	28,613,635
令和4年度	6,075	144,404,780	902	18,792,362	3,525	96,504,313	515	9,386,020	1,133	19,722,084
令和5年度	5,166	134,124,065	1,073	20,428,666	2,885	88,634,292	326	6,321,219	882	18,739,888
現年課税分	433	9,331,107	0	0	433	9,331,107	0	0	0	0
滞納繰越分	4,733	124,792,958	1,073	20,428,666	2,452	79,303,185	326	6,321,219	882	18,739,888
(令和5年度税目別内訳)										
個人市民税	3,200	89,575,347	638	15,675,249	2,080	62,720,293	201	5,315,819	281	5,863,986
現年課税分	318	6,464,917	0	0	318	6,464,917	0	0	0	0
滞納繰越分	2,882	83,110,430	638	15,675,249	1,762	56,255,376	201	5,315,819	281	5,863,986
法人市民税	41	11,966,600	3	150,000	30	11,436,300	2	100,000	6	280,300
現年課税分	2	100,000	0	0	2	100,000	0	0	0	0
滞納繰越分	39	11,866,600	3	150,000	28	11,336,300	2	100,000	6	280,300
固定資産税	1,223	23,300,122	199	2,803,936	448	10,222,731	40	351,723	536	9,921,732
現年課税分	75	2,088,109	0	0	75	2,088,109	0	0	0	0
滞納繰越分	1,148	21,212,013	199	2,803,936	373	8,134,622	40	351,723	536	9,921,732
軽自動車税	702	3,988,500	233	1,134,800	327	2,051,100	83	470,300	59	332,300
現年課税分	38	191,800	0	0	38	191,800	0	0	0	0
滞納繰越分	664	3,796,700	233	1,134,800	289	1,859,300	83	470,300	59	332,300
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税	1,069	5,293,496	177	664,681	382	2,203,868	36	83,377	474	2,341,570
現年課税分	63	486,281	0	0	63	486,281	0	0	0	0
滞納繰越分	1,006	4,807,215	177	664,681	319	1,717,587	36	83,377	474	2,341,570

(注) 1. 出納閉鎖日現在の総計である。
2. 件数の計には都市計画税を含まない。

(3) 財産差押処分等執行状況（県民税を含む）

区 分	当 該 年 度 差 押 執 行 数							
	動 産		不動産		債権等		合 計	
	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円	件数 件	税 額 円
令和元年度	16	30,899,955	26	20,626,426	2,280	327,891,625	2,322	379,418,006
令和2年度	0	0	18	10,203,576	1,799	212,493,755	1,817	222,697,331
令和3年度	11	17,874,248	24	24,534,500	1,985	306,945,533	2,020	349,354,281
令和4年度	15	7,539,504	15	8,565,449	2,460	332,344,388	2,490	348,449,341
令和5年度	20	136,156,183	14	93,715,747	3,557	380,251,504	3,591	610,123,434

2. 口座振替納付状況に関すること

税 目	年度	調定(イ)		口座振替依頼分(ロ)		口座振替収納分(ハ)	
		税 額 円	件 数 件	税 額 円	件 数 件	税 額 円	件 数 件
市 民 税	令和元年度	15,596,344,100	316,006	7,087,299,824	104,619	6,858,508,324	101,245
	令和2年度	14,860,143,000	308,325	6,920,562,988	101,395	6,737,499,388	98,840
	令和3年度	15,101,885,600	291,315	7,380,795,100	95,322	7,183,056,300	92,826
	令和4年度	15,172,688,100	298,971	6,881,554,808	95,812	6,659,284,908	93,400
	令和5年度	16,063,493,600	300,590	7,757,859,686	95,292	7,573,031,886	92,785
固定資産税 都市計画税	令和元年度	63,808,991,500	1,106,020	38,478,549,500	681,069	37,708,986,100	667,221
	令和2年度	64,362,128,800	1,107,187	39,097,551,800	678,817	38,490,550,500	668,222
	令和3年度	62,134,689,300	1,103,586	38,178,310,900	674,111	37,672,703,900	664,418
	令和4年度	63,959,685,800	1,107,677	39,283,276,500	670,573	38,728,071,600	660,546
	令和5年度	64,609,477,800	1,106,982	41,118,859,700	665,602	40,548,409,600	655,545
軽自動車税	令和元年度	1,579,858,900	249,712	181,597,800	31,132	174,680,700	30,094
	令和2年度	1,631,251,400	249,052	178,861,100	29,889	173,560,100	29,083
	令和3年度	1,687,600,500	249,328	178,539,500	28,893	173,140,000	28,112
	令和4年度	1,752,910,500	249,731	178,172,700	27,964	173,084,400	27,246
	令和5年度	1,799,897,500	250,597	176,202,300	27,048	171,808,900	26,417
計	令和元年度	80,985,194,500	1,671,738	45,747,447,124	816,820	44,742,175,124	798,560
	令和2年度	80,853,523,200	1,664,564	46,196,975,888	810,101	45,401,609,988	796,145
	令和3年度	78,924,175,400	1,644,229	45,737,645,500	798,326	45,028,900,200	785,356
	令和4年度	80,885,284,400	1,656,379	46,343,004,008	794,349	45,560,440,908	781,192
	令和5年度	82,472,868,900	1,658,169	49,052,921,686	787,942	48,293,250,386	774,747

口座振替不能分(ニ)		依頼分(ロ)/(イ)		収納分(ハ)/(イ)		不能分(ニ)/(ロ)		(ロ)依頼分
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	件数構成比
円	件	%	%	%	%	%	%	%
228,791,500	3,374	45.4	33.1	44.0	32.0	3.2	3.2	12.8
183,063,600	2,555	46.6	32.9	45.3	32.1	2.6	2.5	12.5
197,738,800	2,496	48.9	32.7	47.6	31.9	2.7	2.6	11.9
222,269,900	2,412	45.4	32.0	43.9	31.2	3.2	2.5	12.1
184,827,800	2,507	48.3	31.7	47.1	30.9	2.4	2.6	12.1
769,563,400	13,848	60.3	61.6	59.1	60.3	2.0	2.0	83.4
607,001,300	10,595	60.7	61.3	59.8	60.4	1.6	1.6	83.8
505,607,000	9,693	61.4	61.1	60.6	60.2	1.3	1.4	84.4
555,204,900	10,027	61.4	60.5	60.6	59.6	1.4	1.5	84.4
427,017,100	7,584	63.6	60.1	62.8	59.2	1.0	1.1	84.5
6,917,100	1,038	11.5	12.5	11.1	12.1	3.8	3.3	3.8
5,301,000	806	11.0	12.0	10.6	11.7	3.0	2.7	3.7
5,399,500	781	10.6	11.6	10.3	11.3	3.0	2.7	3.6
5,088,300	718	10.2	11.2	9.9	10.9	2.9	2.6	3.5
4,393,400	631	9.8	10.8	9.5	10.5	2.5	2.3	3.4
1,005,272,000	18,260	56.5	48.9	55.2	47.8	2.2	2.2	100.0
795,365,900	13,956	57.1	48.7	56.2	47.8	1.7	1.7	100.0
708,745,300	12,970	58.0	48.6	57.1	47.8	1.5	1.6	99.9
782,563,100	13,157	57.3	48.0	56.3	47.2	1.7	1.7	100.0
616,238,300	10,722	59.5	47.5	58.6	46.7	1.3	1.4	100.0

3. 納期内収入に関すること

区 分	調定額		納期内収入額		調定対比		口座振替納付額 納期内収入対比	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
	円	件	円	件	%	%	%	%
令和元年度	80,985,194,500	1,671,738	72,135,746,626	1,408,796	89.1	84.3	61.8	57.1
令和2年度	80,853,523,200	1,664,564	72,815,926,528	1,426,486	90.1	85.7	62.0	56.7
令和3年度	78,924,175,400	1,644,229	71,765,818,047	1,423,869	90.9	86.6	62.7	55.2
令和4年度	80,885,284,400	1,656,379	73,582,684,945	1,431,832	91.0	86.4	61.9	54.6
令和5年度	82,472,868,900	1,658,169	75,251,874,298	1,438,344	91.2	86.7	64.2	53.9

(注) 税目：軽自動車税、固定資産税・都市計画税、市県民税（普通徴収）

Ⅳ そ の 他

1. 税務関係証明書等発行状況

区分	証 明				固定資産 評価通知書	車 検 用 軽 自 証 明	公簿・図面 等の閲覧	地 籍 図 の 複 写	合 計	手数料 円
	納 税 件	課 税 件	固定資産 件	計 件						
令和 元 年度	(13)	(503)	(770)	(1,286)	(11,898)	(19,760)	(0)	(168)	(33,112)	42,663,600
	17,326	79,475	53,770	150,571	—	—	3	597	151,171	
令和 2 年度	(12)	(366)	(609)	(987)	(12,766)	(19,676)	(0)	(195)	(33,624)	38,805,400
	17,021	67,828	54,416	139,265	—	—	15	641	139,921	
令和 3 年度	(7)	(446)	(752)	(1,205)	(10,780)	(21,080)	(0)	(134)	(33,199)	39,741,400
	20,117	67,333	54,703	142,153	—	—	2	583	142,738	
令和 4 年度	(8)	(487)	(823)	(1,318)	(6,169)	(18,368)	(0)	(153)	(26,008)	38,563,300
	20,986	65,548	51,056	137,590	—	—	3	687	138,280	
令和 5 年度	(12)	(411)	(677)	(1,100)	(6,431)	(6,553)	(0)	(160)	(14,244)	35,125,000
	21,835	58,699	50,175	130,709	—	—	2	604	131,315	

※ () 内は手数料を徴収しなかった件数

2. 令和5年度還付金処理状況

区分	税 目	還付通知税額 円	件数 件	還付済税額 円	件数 件	還付未済税額 円	件数 件	還付加算金額 円	件数 件
歳入	個人市県民税	285,594,553	19,493	259,417,186	17,871	26,177,367	1,622		
	法人市民税	224,423,070	2,005	202,289,720	1,827	22,133,350	178		
	固定資産税及び都市計画税	98,666,723	2,543	84,893,023	1,986	13,773,700	557		
	軽自動車税	3,193,290	484	2,690,100	387	503,190	97		
	市たばこ税	148,516,392	2	148,473,804	1	42,588	1		
	鉱産税	0	0	0	0	0	0		
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0		
	入湯税	49,950	8	49,950	8	0	0		
	事業所税	11,647,060	37	11,646,960	36	100	1		
	計	772,091,038	24,572	709,460,743	22,116	62,630,295	2,456		
歳出	個人市県民税	153,090,135	13,239	130,517,865	10,879	22,572,270	2,360	147,600	90
	法人市民税	274,817,870	1,786	272,209,370	1,694	2,608,500	92	1,566,600	268
	固定資産税及び都市計画税	37,645,697	1,495	30,311,697	1,104	7,334,000	391	380,500	69
	軽自動車税	1,269,900	226	538,700	86	731,200	140	0	0
	市たばこ税	831	8	0	0	831	8	0	0
	鉱産税	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	4,200	1	4,200	1	0	0	0	0
	事業所税	13,829,300	24	13,829,300	24	0	0	0	0
	補填金	11,561,500	35	11,561,500	35	0	0	7,046,611	35
	配当割額等	106,781,413	2,556	105,102,524	2,440	1,678,889	116	33,000	5
	計	599,000,846	19,370	564,075,156	16,263	34,925,690	3,107	9,174,311	467
合計	個人市県民税	438,684,688	32,732	389,935,051	28,750	48,749,637	3,982	147,600	90
	法人市民税	499,240,940	3,791	474,499,090	3,521	24,741,850	270	1,566,600	268
	固定資産税及び都市計画税	136,312,420	4,038	115,204,720	3,090	21,107,700	948	380,500	69
	軽自動車税	4,463,190	710	3,228,800	473	1,234,390	237	0	0
	市たばこ税	148,517,223	10	148,473,804	1	43,419	9	0	0
	鉱産税	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	54,150	9	54,150	9	0	0	0	0
	事業所税	25,476,360	61	25,476,260	60	100	1	0	0
	補填金	783,652,538	24,607	721,022,243	22,151	62,630,295	2,456	7,046,611	35
	配当割額等	259,871,548	15,795	235,620,389	13,319	24,251,159	2,476	180,600	95
	計	2,296,273,057	81,753	2,113,514,507	71,374	182,758,550	10,379	9,321,911	557

(注) 1. 補填金(固定資産税等)の還付加算金欄は、還付利息相当額を計上している。

2. 配当割額等とは、個人の市民税の所得割の納税義務者の所得割の額から控除しきれなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額のうち、当該納税義務者に還付又は充当したものの合計額である。

3. 令和5年度還付未済額調（歳入）

科 目	還付未済額 円	件 数 件	1 件あたり 円	令和4年度還付未済額 円
市 民 税	65,440,750	2,092	31,281	65,415,864
個 人	20,798,400	1,622	12,823	16,292,114
現 年 課 税 分	20,169,050	1,575	12,806	15,448,994
滞 納 繰 越 分	629,350	47	13,390	843,120
法 人	44,642,350	470	94,984	49,123,750
現 年 課 税 分	44,470,150	462	96,256	49,123,750
滞 納 繰 越 分	172,200	8	21,525	0
固 定 資 産 税	11,211,855	557	20,129	11,918,711
現 年 課 税 分	10,355,194	498	20,794	10,527,244
滞 納 繰 越 分	856,661	59	14,520	1,391,467
軽 自 動 車 税	503,190	97	5,188	625,900
現 年 課 税 分	489,990	93	5,269	582,700
滞 納 繰 越 分	13,200	4	3,300	43,200
市 た ば こ 税	42,588	1	42,588	0
現 年 課 税 分	42,588	1	42,588	0
滞 納 繰 越 分	0	0	—	0
鉱 産 税	0	0	—	0
現 年 課 税 分	0	0	—	0
滞 納 繰 越 分	0	0	—	0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	—	0
現 年 課 税 分	0	0	—	0
滞 納 繰 越 分	0	0	—	0
入 湯 税	0	0	—	4,200
現 年 課 税 分	0	0	—	4,200
滞 納 繰 越 分	0	0	—	0
事 業 所 税	100	1	—	119,140
現 年 課 税 分	100	1	—	119,140
滞 納 繰 越 分	0	0	—	0
都 市 計 画 税	2,561,845	543	4,718	2,697,886
現 年 課 税 分	2,371,406	486	4,879	2,381,753
滞 納 繰 越 分	190,439	57	3,341	316,133
市 税 合 計	79,760,328	2,748	29,025	80,781,701
現 年 課 税 分	77,898,478	2,630	29,619	78,187,781
滞 納 繰 越 分	1,861,850	118	15,778	2,593,920

（注）件数の計は、都市計画税の件数を含まない。

4. 市税に関する不服申立ての状況

区 分				要 処 理 件 数			処 理	
				前 年 度 より繰越	本 年 度 生 発	計	却 下	棄 却
令和元年度	賦課	市 民 税	個 人 分	0	0	0	0	0
			法 人 分	0	0	0	0	0
		固 定 資 産 税		0	2	2	0	0
		そ の 他 の 税		0	0	0	0	0
	徴収	滞 納 処 分		0	0	0	0	0
		そ の 他		0	1	1	0	0
	合 計			0	3	3	0	0
令和2年度	賦課	市 民 税	個 人 分	0	0	0	0	0
			法 人 分	0	0	0	0	0
		固 定 資 産 税		2	2	4	1	0
		そ の 他 の 税		0	0	0	0	0
	徴収	滞 納 処 分		0	0	0	0	0
		そ の 他		1	0	1	0	0
	合 計			3	2	5	1	0
令和3年度	賦課	市 民 税	個 人 分	0	0	0	0	0
			法 人 分	0	0	0	0	0
		固 定 資 産 税		2	1	3	0	1
		そ の 他 の 税		0	0	0	0	0
	徴収	滞 納 処 分		0	0	0	0	0
		そ の 他		0	0	0	0	0
	合 計			2	1	3	0	1
令和4年度	賦課	市 民 税	個 人 分	0	0	0	0	0
			法 人 分	0	0	0	0	0
		固 定 資 産 税		2	1	3	0	2
		そ の 他 の 税		0	0	0	0	0
	徴収	滞 納 処 分		0	0	0	0	0
		そ の 他		0	0	0	0	0
	合 計			2	1	3	0	2
令和5年度	賦課	市 民 税	個 人 分	0	0	0	0	0
			法 人 分	0	0	0	0	0
		固 定 資 産 税		1	0	1	1	0
		そ の 他 の 税		0	0	0	0	0
	徴収	滞 納 処 分		0	0	0	0	0
		そ の 他		0	0	0	0	0
	合 計			1	0	1	1	0

(注) この表は、市町村税課税状況等の調による。

(単位：件)

件数				翌年度 への繰越
一部取消	全部取消	取下	計	計
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	1
0	0	0	0	3
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	1	2	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	1	0	1	0
0	1	1	3	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	2	1
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	2	1
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	1	0

5. 静岡市手数料条例（抄）

（手数料の額及び徴収）

第2条 市長は、次の各号に掲げる手数料の種類に応じ、当該各号に定める額の手数を申請の際又は当該申請に係る役務の提供の際に申請者から徴収する。

（1）証明関係等手数料 別表第1に定める額

別表第1（第2条関係）

区 分	手 数 料 の 額	備 考
納税又は課税に関する証明	1 税目 1 年度分につき 300円	
地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧	1 件につき 300円	地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧、同法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明及び土地、建物又は償却資産に関する証明にあっては、1 個人又は1 法人、1 年度につき、土地は1 筆を、建物は1 棟を、償却資産は種別をもってそれぞれ1 件とし、1 件増すごとに100円を加算する。
地方税法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明	1 件につき 300円	
土地、建物又は償却資産に関する証明	1 件につき 300円	
名寄帳等の複写	1 件につき 300円	名寄帳の複写にあっては、1 納税義務者につき、1 件とする。ただし、一の請求により複数の区にわたり同一の納税義務者の名寄帳を複写する場合には、これを1 件とみなす。
地籍図の複写	日本産業規格A列 3 番 1 枚につき 300円	
住宅用家屋証明申請	1 件につき 1, 300円	
その他公簿の閲覧	1 冊につき 300円	
その他の証明	1 件につき 300円	

2 2 人以上にわたる証明事項を1 通に記載したものの手数料は、これを1 人ごとに各別とみなして計算する。

3 第1 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には手数料を徴しない。

（2）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2の規定による軽自動車税種別割の納税証明書の請求があったとき。

（3）地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3 項又は第419条第8 項の規定により公示した期間において固定資産課税台帳を納税義務者の閲覧に供するとき。

（4）前号に規定する閲覧に代えて名寄帳の複写を交付するとき。

（手数料の減額又は免除）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者から請求があったとき。

（2）官公署から請求があったとき。

（3）前2 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

6. 税率等（令和6年度）

区 分		課税客体	納税義務者	賦課期日
市民税	個人	・ 区内に住所を有する個人（均等割、所得割） ・ 区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者（均等割）		1月1日
	法人	・ 区内に事務所又は事業所を有する法人（均等割、法人税割） ・ 区内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、区内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割） ・ 区内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、収益事業をおこなうもの（均等割・法人税割） ・ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、区内に事務所又は事業所を有するもの（法人税割）		
固定資産税		固定資産 土地 家屋 償却資産（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、運搬具、工具、器具及び備品）	固定資産の所有者	1月1日

課税標準及び税率	申告期限	納 期
所得割 課税総所得金額の100分の 8 均等割 3,000円 ※森林環境税（国税）年額1,000円を併せて課税	市民税の申告書又は 所得税の確定申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 異動届出書 ・ 4月15日 ・ 徴収する義務がな くなる事由が発生 した月の翌月10日	普通徴収 第 1 期 6月15日～6月30日 第 2 期 8月 1 日～8月31日 第 3 期 10月 1 日～10月31日 第 4 期 翌年 1 月 1 日 ～ 1 月31日 特別徴収 7月から翌年 6 月まで 毎月10日
法人税割 法人税額の100分の6.0 均等割 ・ 資本金等の額が50億円を超える法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの ・ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの ・ 資本金等の額が10億円を超える法人で 区内の従業者数の合計が50人以下であるもの ・ 資本金等の額が 1 億円を超え10億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの ・ 資本金等の額が 1 億円を超え10億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人以下であるもの ・ 資本金等の額が1,000万円を超え 1 億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの ・ 資本金等の額が1,000万円を超え 1 億円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人以下であるもの ・ 資本金等の額が1,000万円以下の法人で 区内の従業者数の合計が50人を超えるもの ・ 上記に掲げる法人以外の法人等	確定申告 事業年度終了の翌日から原則として 2 月以内 中間申告 事業年度開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内	
課税標準額の100分の1.4 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	償却資産の申告 1月31日	第 1 期 4月15日～4月30日 第 2 期 7月 1 日～7月31日 第 3 期 12月 1 日～12月31日 第 4 期 翌年 2 月 1 日 ～同月末日

区 分	課税客体	納税義務者	賦課期日
軽自動車税 種別割	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車	軽自動車等の所有者 (所有権が留保されてい る場合は使用者)	4 月 1 日

課税標準及び税率					申告期限	納 期																																			
原動機付自転車					取得申告 所有者等となった 日から15日以内 廃車申告 所有者等でなく なった日から30日 以内	普通徴収 5月15日～5月31日																																			
総排気量	0.050以下又は0.6Kw以下	年額	2,000円																																						
又は	0.090以下又は0.8Kw以下	年額	2,000円																																						
定格出力	0.1250以下又は1.0Kw以下	年額	2,400円																																						
	ミニカー0.050以下又は0.6Kw以下	年額	3,700円																																						
軽自動車																																									
2輪のもの（側車付のものを含む。）																																									
	0.1250超～0.2500以下	年額	3,600円																																						
3輪及び4輪 0.6600以下																																									
<table><tr><th colspan="3" rowspan="3">車種</th><th colspan="3">税率（年額）</th></tr><tr><th colspan="3">最初の新規検査（新車登録）の時期</th></tr><tr><th>①H27.4.1以降</th><th>②新車登録から 13年を経過</th><th>①と②以外</th></tr><tr><td colspan="3">3輪</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td><td>3,100円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td><td>7,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td><td>4,000円</td></tr></table>							車種			税率（年額）			最初の新規検査（新車登録）の時期			①H27.4.1以降	②新車登録から 13年を経過	①と②以外	3輪			3,900円	4,600円	3,100円	4輪以上	乗用	営業用	6,900円	8,200円	5,500円	自家用	10,800円	12,900円	7,200円	貨物	営業用	3,800円	4,500円	3,000円	自家用	5,000円
車種			税率（年額）																																						
			最初の新規検査（新車登録）の時期																																						
			①H27.4.1以降	②新車登録から 13年を経過	①と②以外																																				
3輪			3,900円	4,600円	3,100円																																				
4輪以上	乗用	営業用	6,900円	8,200円	5,500円																																				
		自家用	10,800円	12,900円	7,200円																																				
	貨物	営業用	3,800円	4,500円	3,000円																																				
		自家用	5,000円	6,000円	4,000円																																				
小型特殊自動車																																									
農耕作業用のもの					年額	2,400円																																			
その他のもの					年額	5,900円																																			
2輪の小型自動車 0.2500超					年額	6,000円																																			
【グリーン化特例（軽課）】																																									
一定の環境性能を有し、令和5年度に最初の新規検査を受けた車両は、令和6年度に限り、軽課税率が適用される。																																									
<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">車種</th><th colspan="3">税率（年額）</th></tr><tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th></tr><tr><td colspan="3">3輪</td><td>1,000円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>					車種			税率（年額）			I	II	III	3輪			1,000円	—	—	4輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	—	—	貨物	営業用	1,000円	—	—	自家用	1,300円	—	—			
車種			税率（年額）																																						
			I	II	III																																				
3輪			1,000円	—	—																																				
4輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																				
		自家用	2,700円	—	—																																				
	貨物	営業用	1,000円	—	—																																				
		自家用	1,300円	—	—																																				
I…電気軽自動車または天然ガス軽自動車																																									
(天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準値から窒素酸化物10%低減達成のものに限る。)																																									
II・III…揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする営業用乗用車で、平成30年排出ガス基準値から窒素酸化物50%低減達成または平成17年排出ガス基準値から窒素酸化物75%低減達成した軽自動車のうち、次の要件に該当するもの。																																									
II：令和12年度燃費基準90%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車																																									
III：令和12年度燃費基準70%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車																																									

区 分	課税客体	納税義務者	賦課期日
軽自動車税 環境性能割	3 輪以上の軽自動車	3 輪以上の軽自動車の 取得者	
市たばこ税	売り渡した製造たばこ	卸売販売業者等	
鉱産税	鉱物の掘採の事業に係る鉱物	鉱業者	鉱物を掘採したとき
特別土地保有税	賦課期日前10年以内に取得された土地又は 賦課期日前 1 年以内の土地の取得 ※平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われ ない。	土地の所有者又は取得者	土地の所有者 1 月 1 日 土地の取得 1 月 1 日及び 7 月 1 日
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為 ※13歳未満の者、修学旅行など学校行事に参加する 者及び日帰りで入湯する者は課税免除。	入湯客	
事業所税	事業所等において法人又は個人が行う事業	事業所等において事業を 行う者	
都市計画税	市街化区域内の土地、家屋	土地、家屋の所有者	1 月 1 日
固定資産等所在 市町村交付金	国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等	国、地方公共団体	前年の 3 月 31 日

課税標準及び税率					申告期限	納 期
課税標準 軽自動車の取得価格 税率 燃費基準達成度等に応じて決定					申告納付 1 車両番号の指定の時 2 1 以外で自動車検査証の記入を受けるべき事由があった日から15日以内 3 1、2 以外で3 輪以上の軽自動車の取得の日から15日以内 (当分の間、賦課徴収については、静岡県が自動車税環境性能割の賦課徴収の例により行う。)	
区分				税率		
				自家用	営業用	
電気自動車 天然ガス自動車 ※ 1				非課税	非課税	
リ ン ガ ソ ン ガ ソ ン 自 動 車 ※2	乗用	R 12年度燃費基準80%達成かつR 2 年度燃費基準達成				
	貨物	R 4 年度燃費基準105%達成				
	乗用	R 12年度燃費基準70%達成かつR 2 年度燃費基準達成				
	貨物	R 4 年度燃費基準達成				
	乗用	R 12年度燃費基準60%達成かつR 2 年度燃費基準達成				
	貨物	R 4 年度燃費基準95%達成				
上記以外				2. 0%	2. 0%	
※ 1 H 30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減のものに限る。 ※ 2 H 30年排出ガス基準50%低減又はH17年排出ガス基準75%低減のものに限る。						
1, 000本につき 6, 552円					当月の売渡し分につき翌月末日までに申告納付	
鉱物の価格の100分の 1 (鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合 100分の0. 7)					当月の掘採分につき翌月末日までに申告納付	
課税標準 土地の取得価額 税率 土地の保有に対して100分の1. 4 土地の取得に対して100分の 3 免税点 2, 000㎡未満					申告納付のため 納期と同じ	土地の保有に係るもの 5 月31日 土地の取得に係るもの 2 月末日又は8 月31日
1 人 1 日 150円					当月の入湯分につき翌月15日までに特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者等）が申告納入	
資産割 課税標準の算定期間の末日における事業所床面積 1 ㎡につき600円 免税点 事業所床面積1, 000㎡以下 従業者割 課税標準の算定期間中に事業所等の従業者に対して支払われた従業者給与総額の100分の0. 25 免税点 事業所等の従業者数の合計数が100人以下					申告納付 法人 事業年度終了から 2 月以内 個人 翌年 3 月15日まで	
課税標準額の100分の0. 3 免税点 固定資産税が免税点となるもの					固定資産税と同じ (固定資産税と併せて賦課徴収)	
算定標準額（法で特別の定めのあるものを除き、前年の 3 月31日現在において					台帳価格等の通知	交付の時期

7. 税率の変遷（平成11年度以降）

[illegible]

(注) 平成14年度以前の年度分については、合併前の旧静岡市の税率を記載している。

区 分		平成19～25年度	平成26～27年度
市民税	個人	〔均等割〕 3,000円 〔所得割〕 6/100	〔均等割〕 3,500円 〔所得割〕 同左
	法人	〔均等割〕 資本金等の額 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 10億円超50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 従業者数 50人以下 160,000円 資本金等の額 1000万円超1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 従業者数 50人以下 130,000円 資本金等の額 1,000万円以下 従業者数 50人超 120,000円 上記に掲げる法人以外の法人等 50,000円 〔法人税割〕 12.3/100	〔均等割〕 同左 〔法人税割〕 12.3/100 9.7/100（平成26年10月1日以降に開始する事業年度から）
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 総排気量 0.05ℓ以下 1,000円 0.05ℓ超～0.09ℓ以下 1,200円 0.09ℓ超 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車及び小型特殊自動車 2輪（側車付きを含む。）、雪上車 2,400円 3輪 3,100円 4輪以上 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左
市たばこ税		1,000本につき 3,298円 4,618円（平成22年10月1日から） 5,262円（平成25年4月1日から）	同左
	旧3級品	1,000本につき 1,564円 2,190円（平成22年10月1日から） 2,495円（平成25年4月1日から）	同左
入湯税		1人1日 150円	同左
鉱産税		鉱物の価格 200万円以下 0.7/100 200万円超 1/100	同左
特別土地保有税		保有 1.4/100 取得 3/100	同左
事業所税		資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100	同左
都市計画税		0.3/100	同左

[illegible]

区 分		令和元年度	令和2～5年度
市民税	個人	〔均等割〕 3,500円 〔所得割〕 8/100	〔均等割〕 同左 〔所得割〕 同左
	法人	〔均等割〕 資本金等の額 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 10億円超50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 従業者数 50人以下 160,000円 資本金等の額 1000万円超1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 従業者数 50人以下 130,000円 資本金等の額 1,000万円以下 従業者数 50人超 120,000円 上記に掲げる法人以外の法人等 50,000円 〔法人税割〕 9.7/100 6.0/100（令和元年10月1日以降に開始する事業年度から）	〔均等割〕 同左 〔法人税割〕 6.0/100
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税	種別割	令和元年10月1日から軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更 原動機付自転車 総排気量 0.05ℓ以下 2,000円 0.05ℓ超～0.09ℓ以下 2,000円 0.09ℓ超 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車及び小型特殊自動車 2輪（側車付きを含む。）、雪上車 3,600円 3輪 1,000～4,600円 4輪以上 乗用 営業用 1,800～8,200円 自家用 2,700～12,900円 貨物 営業用 1,000～4,500円 自家用 1,300～6,000円 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円	同左
	環境性能割	令和元年10月1日以降に取得した軽自動車に適用 3輪以上 乗用 営業用 非課税～2.0/100 自家用 非課税～1.0/100 貨物 営業用 非課税～2.0/100 自家用 非課税～2.0/100	同左
市たばこ税		1,000本につき 5,692円 旧3級品：1,000本につき 4,000円 1,000本につき 5,692円（令和元年10月1日から） ※旧3級品に係る特例税率は、令和元年9月30日に廃止	1,000本につき 5,692円 6,122円（令和2年10月1日から） 6,552円（令和3年10月1日から）
入湯税		1人1日 150円	同左
鉱産税		鉱物の価格 200万円以下 0.7/100 200万円超 1/100	同左
特別土地保有税		保有 1.4/100 取得 3/100	同左
事業所税		資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100	同左
都市計画税		0.3/100	同左

8. 地方譲与税・県税交付金

(1) 地方譲与税の概要

区 分	交付団体	交付基準等	交付時期（使途）
自動車重量 譲 与 税	都道府県 及 市 町 村	国は、都道府県に対し、自動車重量税の収入額の24/1,000に相当する額を、自動車税を課した自家用の乗用車の台数によりあん分して譲与する。 国は、市町村に対し、自動車重量税の収入額の407/1,000に相当する額の1/2を市町村道の延長で、他の1/2を市町村道の面積であん分して譲与する。	6月：前年度2月から4月までの収入分 11月：5月から9月までの収入分 3月：10月から1月までの収入分 （制限なし） （平成20年度までは道路費用に充てる）
地方揮発油 譲 与 税	都道府県 及 市 町 村	国は、都道府県及び指定都市に対し、地方揮発油税の収入額の58/100に相当する額の1/2を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の1/2を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積であん分して譲与する。 国は、市町村に対し、地方揮発油税の収入額の42/100に相当する額の1/2を市町村道の延長で、他の1/2を市町村道の面積であん分して譲与する。	6月：前年度3月から5月までの収入分 11月：6月から10月までの収入分 3月：11月から2月までの収入分 （制限なし）
特別とん 譲 与 税	開港所在 市 町 村	国は、開港所在市町村に対し、当該市町村の開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与する。	9月：前年度3月から8月までの収入分 3月：9月から2月までの収入分 （制限なし）
石油ガス 譲 与 税	都道府県 及 指定都市	国は、都道府県及び指定都市に対し、石油ガス税の収入額の1/2に相当する額の1/2を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の1/2を一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積であん分して譲与する。	6月：前年度3月から5月までの収入分 11月：6月から10月までの収入分 3月：11月から2月までの収入分 （制限なし） （平成20年度までは道路費用に充てる）
森林環境 譲 与 税	都道府県 及 市 町 村	国は、都道府県に対し、森林環境税の収入額の1/10に相当する額の55/100を私有林人工林面積で、20/100を林業就業者数で、25/100を人口であん分して譲与する。 国は、市町村に対し、森林環境税の収入額の9/10に相当する額の55/100を私有林人工林面積で、20/100を林業就業者数で、25/100を人口であん分して譲与する。	9月：前年度3月から8月までの収入分 3月：9月から2月までの収入分 （間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用） ※令和元年度譲与開始

(2) 県税交付金の概要

区 分	交付団体	交付基準等	交付時期（使途）
利 子 割 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、道府県民税利子割の収入額から徴収取扱費として1%を差し引いた後の金額の3/5に相当する額を当該市町村に係る個人の道府県民税の徴収額の割合であん分して交付する。（指定都市の道府県民税所得割の額は2を乗じた額とする。）	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし）
配 当 割 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、道府県民税配当割の収入額から徴収取扱費として1%を差し引いた後の金額の3/5に相当する額を当該市町村に係る個人の道府県民税の徴収額の割合であん分して交付する。（指定都市の道府県民税所得割の額は2を乗じた額とする。）	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし）
株式等譲渡 所 得 割 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、道府県民税株式等譲渡所得割の収入額から徴収取扱費として1%を差し引いた後の金額の3/5に相当する額を当該市町村に係る個人の道府県民税徴収額の割合であん分して交付する。（指定都市の道府県民税所得割の額は2を乗じた額とする。）	3月：前年度3月から2月までの収入分 （制限なし）
法人事業税 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、法人事業税（超過課税分を除く）の収入額に7.7%（令和2年度は3.4%）を乗じて得た額を当該市町村の従業者数の割合であん分（※）して交付する。 （※）経過措置あり 令和2年度：法人税割額 令和3年度：2/3…法人税割額、1/3…従業者数 令和4年度：1/3…法人税割額、2/3…従業者数	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし） ※令和2年度交付開始
地方消費税 交 付 金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、地方消費税額の10/22（従来分：消費税1.0%相当）に相当する額から徴収取扱費を差し引いた後、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算した後の額の1/2を各市町村の人口及び従業者数であん分した額と、同12/22（引上げ分：消費税1.2%相当）に相当する額を同基準によって都道府県間で清算した後の額の1/2を各市町村の人口であん分した額の合計額で交付する。 ※平成26年4月1日～（消費税8%段階） 従来分…10/17、引上げ分…7/17 （経過措置） 平成26年度：従来分…10/12、引上げ分…2/12 令和元年10月1日～（消費税10%段階） 従来分…10/22、引上げ分…12/22 （経過措置） 令和元年度：従来分…10/17、引上げ分…7/17 令和2年度：従来分…10/21、引上げ分…11/21	6月：前年度2月から4月までの収入分 9月：5月から7月までの収入分 12月：8月から10月までの収入分 3月：11月から1月までの収入分 （従来分の地方消費税交付金については制限なし・引上げ分の地方消費税交付金については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てる）
ゴルフ場 利 用 税 交 付 金	ゴルフ場 所 在 市 町 村	道府県は、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村に対し、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の7/10に相当する額を交付する。	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし）

区 分	交付団体	交付基準等	交付時期（使途）
自動車取得税 交付金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、自動車取得税の収入額から徴収取扱費として5%を差し引いた後の金額の7/10に相当する額を当該道府県内の市町村が管理する市町村道の延長及び面積にあん分して交付する。 道府県は、指定都市に対し、自動車取得税の収入額から徴収取扱費として5%を差し引いた後の金額の3/10に相当する額を当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長及び面積のうち、政令指定都市が管理する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道が占める割合であん分して交付する。 ※自動車取得税は令和元年9月末廃止	8月：前年度3月の収入見込額と実際の収入額との差額及び4月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分と3月の収入見込額 （制限なし） （平成20年度までは道路費用に充てる） ※基本的に令和元年度で交付終了以後、追徴があった場合のみ交付
環境性能割 交付金	市 町 村	道府県は、市町村に対し、自動車税環境性能割の収入額から、徴収取扱費として5%を差し引いた後の金額の4.7/10（令和4年度以降は4.3/10）に相当する額を当該道府県内の市町村が管理する市町村道の延長及び面積であん分して交付する。 道府県は、指定都市に対し、自動車税環境性能割の収入額から徴収取扱費として5%を差し引いた後の金額の3.5/10に相当する額を当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長及び面積のうち、政令指定都市が管理する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道が占める割合であん分して交付する。	8月：前年度3月の収入見込額と実際の収入額との差額及び4月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分と3月の収入見込額 （制限なし） ※令和元年度交付開始
軽油引取税 交付金	指定都市	道府県は、指定都市に対し、軽油引取税の収入額に9/10を乗じて得た額を当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積のうち、政令指定都市が管理する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積が占める割合であん分して交付する。	8月：前年度3月から7月までの収入分 12月：8月から11月までの収入分 3月：12月から2月までの収入分 （制限なし） （平成20年度までは道路費用に充てる）
分離課税 所得割 交付金	指定都市	指定都市の区域を包括する道府県は、指定都市に対し、当分の間、当該道府県に払い込まれた当該指定都市に係る退職手当等に係る所得に課する所得割に係る地方団体の徴収金の額の1/2に相当する額を交付する。	3月：前年度3月から2月までの払込分（制限なし）

令和 6 年 度
静 岡 市 税 務 統 計 書

発行 令和6年11月
(令和7年2月修正)

編集・発行	静岡市財政局税務部税制課
所 在 地	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
連 絡 先	〈054〉254-2111 (代表)